

宇佐市

過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年 9月
大分県 宇佐市

目 次

| | |
|------------------------------------|---------------|
| 1 基本的な事項 | 4ページ |
| （1）宇佐市の概況 | |
| （2）人口及び産業の推移と動向 | 9 ページ |
| （3）行財政の状況 | 12 ページ |
| （4）地域の持続的発展の基本方針 | 14 ページ |
| （5）地域の持続的発展のための基本目標 | 16 ページ |
| （6）計画の達成状況の評価に関する事項 | 17 ページ |
| （7）計画期間 | 17 ページ |
| （8）公共施設等総合管理計画との整合 | 17 ページ |
| | |
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 19 ページ |
| （1）現況と問題点 | |
| （2）その対策 | 20 ページ |
| （3）計画 | 22 ページ |
| （4）公共施設等総合管理計画との整合 | 22 ページ |
| | |
| 3 産業の振興 | 23 ページ |
| （1）現況と問題点 | |
| （2）その対策 | 26 ページ |
| （3）計画 | 29 ページ |
| （4）産業振興促進事項 | 31 ページ |
| （5）公共施設等総合管理計画との整合 | 31 ページ |
| | |
| 4 地域における情報化 | 32 ページ |
| （1）現況と問題点 | |
| （2）その対策 | 32 ページ |
| （3）計画 | 33 ページ |
| （4）公共施設等総合管理計画との整合 | 33 ページ |
| | |
| 5 交通施設の整備、交通手段の確保 | 34 ページ |
| （1）現況と問題点 | |
| （2）その対策 | 34 ページ |
| （3）計画 | 35 ページ |
| （4）公共施設等総合管理計画との整合 | 36 ページ |

| | |
|--------------------------------------|---------------|
| 6 生活環境の整備 | 37ページ |
| (1) 現況と問題点 | |
| (2) その対策 | 40 ページ |
| (3) 計画 | 43 ページ |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 44 ページ |
| | |
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 45 ページ |
| (1) 現況と問題点 | |
| (2) その対策 | 48 ページ |
| (3) 計画 | 51 ページ |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 52 ページ |
| | |
| 8 医療の確保 | 53 ページ |
| (1) 現況と問題点 | |
| (2) その対策 | 53 ページ |
| (3) 計画 | 53 ページ |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 54 ページ |
| | |
| 9 教育の振興 | 55 ページ |
| (1) 現況と問題点 | |
| (2) その対策 | 57 ページ |
| (3) 計画 | 59 ページ |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 59 ページ |
| | |
| 10 集落の整備 | 61 ページ |
| (1) 現況と問題点 | |
| (2) その対策 | 62 ページ |
| (3) 計画 | 62 ページ |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 62 ページ |
| | |
| 11 地域文化の振興等 | 63 ページ |
| (1) 現況と問題点 | |
| (2) その対策 | 64 ページ |
| (3) 計画 | 65 ページ |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 65 ページ |

| | |
|------------------------|--------|
| 12 再生可能エネルギーの利用の促進 | 66 ページ |
| (1) 現況と問題点 | |
| (2) その対策 | 66 ページ |
| (3) 計画 | 66 ページ |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 66 ページ |
| 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 67 ページ |
| (1) 現況と問題点 | |
| (2) その対策 | 67 ページ |
| (3) 公共施設等総合管理計画との整合 | 67 ページ |
| 14 事業計画(令和3年度～令和7年度) | |
| 過疎地域持続的発展特別事業分 | 68 ページ |

宇佐市 過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1)宇佐市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然

宇佐市は、大分県北部地域に位置し、北に周防灘が開け、南は立石山・人見岳等標高約 1,000m の山岳を境に玖珠町・由布市に、西は中津市に、東は豊後高田市・杵築市・日出町・別府市にそれぞれ接しています。

面積は 439.05km²、南北約 30km、東西約 15km、標高差 1,000m の広大な地勢で、海浜地域から平野地域、都市的地域、中山間地域、内陸盆地地域及び大規模な森林地域まで非常に多様な地域構成となっています。

広域的にその位置関係をみると、県都大分市と福岡県北九州市のほぼ中間に位置しています。

地形をみると、北部は広大な宇佐平野及び標高 40～200m の台地で、中部は標高 500～600m 級の山々、標高 90～120m の盆地と続き、南部は九州の屋根九重山系に通じる標高 1,000m 級の森林地域で形成されています。その緑豊かな森林地域を源にした多くの支流から恵良川、津房川と水を集め、その後駅館川となり、寄藻川、伊呂波川などと平行して宇佐平野を流れ周防灘に注いでいます。

地質は、洪積世前半の耶馬溪層、駅館川層、新第三紀火山噴出物の地層、それを覆う筑紫溶岩、火山岩等からなっています。宇佐平野の地質は、沖積地のうち礫を主とする地域、台地のローム・礫・基盤の地域によって構成されています。

北部から中部にかけての気候は、瀬戸内気候区に属し、冬季でも 0℃以下になることが少なく、年間を通じて比較的温暖で降水量が少ない気候であります。南部の気候は、山地型気候区に属し、特に冬季は気温が低く降霜・降雪が比較的多くなっています。

このように、本市の自然環境は、長い海岸線と穏やかな海、広大な平野、緑濃い森林、豊かな水をたたえた河川など、多様性に富んでいることが特徴です。

② 歴史

本市は、文化財の宝庫といわれ、宇佐神宮や東西本願寺別院、龍岩寺、鰻絵、石橋など、文化遺産が数多く保存・継承されている古い歴史を有するまちです。

奈良時代の古事記・日本書紀には、宇佐は日向や出雲とともに、神代の昔から栄えており、天孫降臨に先だって三女神が宇佐島に天降り、また神武天皇東遷の時、菟狭津彦、菟狭津媛が一行を迎えて歓待したこと等を記されています。

神亀 2 年（725 年）に宇佐神宮が造営されてからは、九州の大半を領地に持

ち、その財政的・宗教的大勢力は国東半島の仏教文化をも含めた宇佐文化の華を咲かせました。

しかし、戦国時代頃からは、宇佐神宮の勢力も漸次衰退し、江戸時代末期には天領、神領、島原藩領、中津藩領、旗本時枝領に分割統治されました。

明治4年7月には日田県、巖原県、島原県、中津県の管轄となり、同年11月の府県統合により、小倉県の管轄となりました。その後、明治9年4月の小倉県廃止で福岡県、同年11月には大分県の所管になるなど地方自治の準備が進められ、明治22年4月の大分県町村制実施により、当時多くの村があった宇佐郡内の村が合併し、27町村となりました。

昭和26年4月、竜王村は2つに分割され、一部は明治村と合併し、深見村となり、一部は安心院町に合併しました。昭和29年3月には、四日市町、天津村、長峰村、八幡村、横山村、麻生村、糸口村、高家村の1町7村が合併して四日市町となり、また同年同月、西馬城村、豊川村、駅館村が合併した駅川村は、翌年8月、町制を施行し、駅川町となりました。

さらに、昭和30年1月、安心院町、深見村、津房村、佐田村の1町3村と駅川町の一部が合併し安心院町になり、同年同月、南院内村、院内村、東院内村、高並村、両川村の5村が合併し院内村となり、後の昭和35年10月には町制を施行し院内町となりました。続いて昭和30年3月、長洲町、柳ヶ浦町、和間村の2町1村が合併し長洲町となり、同年同月、宇佐町、北馬城村、封戸村の1町2村が合併し宇佐町となりました。

昭和42年4月1日、四日市町、駅川町、長洲町、宇佐町の4町が合併して宇佐市が誕生し、平成17年3月31日には旧宇佐市、旧安心院町、旧院内町の1市2町が合併し、現在の「宇佐市」となりました。

③ 社会

本市の人口は、平成27年国勢調査によると56,258人で、14歳以下の若年人口比率が12.1%、65歳以上の高齢者人口比率は34.0%で、以前にも増して人口減少・少子高齢化の傾向が顕著に表れるなど、極めて厳しい状況が続いており、就業者数は26,214人で、このうち第一次産業11.0%、第二次産業29.7%、第三次産業が57.5%の就業者比率となっています。高齢化に伴い、第一次産業就業者の減少は今後も続くものと予測されます。

土地利用の状況については、市土43,905haのうち林野面積が60.1%を占め、田を主とする耕地面積が18.2%、宅地が3.5%となっています。

また、都市計画区域は市の北部に9,622haが指定され、そのうち中心部の782haが用途地域として利用規制されています。

交通体系では、鉄道は、JR日豊本線が本市の海岸部を東西に通過し、市内に6駅が設置され、特急列車が柳ヶ浦駅と宇佐駅に停車し、通勤・通学、観光等で利用されていますが、利用状況としては年々減少の傾向を示しています。

本市と周辺都市を結ぶ主要な道路に、平野部を東西方向に走る東九州の主要幹線道路である国道 10 号と福岡県北九州市を起点に、大分・宮崎の各県を結ぶ東九州自動車道があり、地域間幹線道路として、南北を縦貫し、玖珠町へ通じる国道 387 号、東隣の豊後高田市、国東半島へ向かう国道 213 号、内陸部を東西から南北に貫き耶馬溪から別府に通じる国道 500 号のほか、県道・主要地方道としては、海岸線を平行して走る中津高田線、耶馬溪方面へ向かう宇佐本耶馬溪線と耶馬溪院内線、杵築市山香町へ通じる山香院内線、由布市湯布院町へ通じる安心院湯布院線があります。

また、都市間幹線道路として、一般県道や広域農道をはじめとする大幹線農道、農免農道、一般農道、市道があり、これらの道路網が有機的に整備されつつあり、市民生活の利便性や産業・観光面の活性化に寄与しています。

④ 経済

本市の事業所・企業については、平成 28 年経済センサス活動調査によると総数 2,505 事業所、従業者数 21,677 人となっています。

事業所数が最も多い産業は「サービス業」で総数の 38.8%を占め、続いて、「卸売・小売業、飲食業」(38.4%)、「建設業」(9.1%)、「製造業」(7.9%)の順となっています。次に従業者数が最も多い産業は「サービス業」(40.7%)で、続いて「卸売・小売業、飲食業」(25.2%)、「製造業」(21.2%)、「建設業」(7.9%)となっています。

商業・サービス業に関しては、近年の大型店の出店や生活様式の変化、コロナ禍の影響等により、関係事業者の経営は厳しい状況にあり、中小小売店の廃業や商店街の衰退が進行しているため、商業事業者が安定した経営を保てるように、経営相談や金融対策、起業支援など支援体制の充実、商店街の活性化を図るため、関係団体が行う活性化に向けた活動を支援するとともに、商工団体との連携強化に努めています。

工業に関しては、地域の活力が低下している現在において、工業は持続的な経済の活性化や市民生活の安定を促進する重要な役割を担っています。そのため、雇用の創出や定住の促進に寄与する企業誘致については、民間と一体となった誘致活動を推進するとともに、用地の確保やインフラ整備等による受け入れ体制の整備に努めています。

また、事業者間の連携強化や人材育成の支援等により、地場産業の育成に取り組んでいます。

観光に関しても、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化などにより、ニーズや志向の多様化が進行していることに加え、コロナ禍の影響でインバウンド需要が深刻な打撃を受けるなど観光を取り巻く環境は大きく変化しています。

観光は、波及効果の裾野が広く、経済的効果だけでなく社会的、文化的効果などが期待される総合産業であることから、ブランド力及び知名度の向上に向

けた「情報発信の強化」や観光客の満足度向上に向けた「受け入れ体制の強化」、観光地としての魅力向上に向けた「観光資源の保護・保全と再発見・強化」、観光振興を牽引する「人材・組織の強化」を4本柱とした施策の充実に努めています。

本市の基幹産業である農業に関しては、高齢化や後継者不足等により農業就業人口が減少するとともに、耕作放棄地の増加や宅地化の進展等により農地が減少しています。加えて、昨今の市場開放による農畜産物の価格低迷など、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。

農業は、食料の安定供給、水源かん養機能、美しい自然環境の保全など、多面的で重要な役割を有していることから、国が推進する樹園地再編整備等に取り組むことにより耕作放棄地の解消や農地の有効活用に努めています。

また、時代に合った効率的な農業経営への転換が求められていることから、経営規模の拡大だけでなく新規就農や農業参入企業を支援することで、多様な担い手の育成に取り組んでいます。

生産基盤の整備、農地の集積・集約、集出荷体制の整備等により生産性の向上を支援するとともに、新たな農畜産物の導入、ブランド化、6次産業化、高収益作物の産地拡大等により農業所得の向上に取り組んでいます。

併せて、多面的・公益的機能を担う中山間地域の農業を積極的に支援することで農村地域の課題解決に努めるとともに、地域の活性化を図るため世界農業遺産の認定を契機に都市との交流推進に取り組んでいます。

林業を取り巻く環境は、木材需要の減退や木材価格の低迷等により収益性が低下し、過疎化や高齢化の進行により担い手が減少するなど厳しい状況が続いていることから、林道や作業道など生産基盤の整備により生産性の向上を図るとともに、市産材の活用等による林産物の需要拡大に努めています。

また、林業団体の育成強化による担い手の確保や森林の適正管理による森林資源の保全・形成に努めるとともに、世界農業遺産の認定を林業の活性化に活かすことができるようにブランド力の向上に取り組んでいます。

漁業を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行、グローバル化の進展等により、漁業従事者及び経営体数、漁獲量はともに減少傾向にあります。

また、魚価の低迷により漁業経営は厳しい状況が続いていることから、生産性の向上に向けた漁場の整備や生産基盤の整備、経営の改善に向けた流通体制の確立や観光漁業の推進に努めています。

イ 過疎の状況

本市においては、これまでの過疎関連法令の基準年とされてきた昭和35年から昭和50年にかけて大幅な人口の減少がみられました。

これは、耕種農業を主体とする第一次産業が本市の基幹産業基盤であった当時、日本が高度経済成長を遂げる時代に入ったことから、零細な経営規模が大半を占め労働生産性が低位な農業と他産業との所得格差が広がり、青壮年層が他産業へ移行し他地域へ流出した結果であると推察されます。

このため、昭和45年以降若者の就業の場を確保するため企業誘致を積極的に進め、電気機械器具や自動車部品製造関連等の工場の進出をみることができ、また、交通体系の整備、農林水産業の振興、生活環境の整備、文化・教育・スポーツ施設の整備等に努めてきた結果、昭和50年から昭和60年までの間は、微増ではあるものの人口増に転じました。

しかし、昭和60年以降は、社会減に加え少子高齢化社会の進展による自然減が要因となり、一貫して人口減少が続いており、この傾向は日本全体が人口減少社会に突入していることから今後も当面続くことが予想されます。

平成17年3月31日に、これまでの宇佐市、院内町、安心院町が合併し新生「宇佐市」が誕生してから早15年が経過しました。

今後も、住民生活レベルで地域内の融和と連帯により信頼の基盤をつくり、地域の人・もの・自然など様々な資源を活かしたまちづくりを一層推進していかなければなりません。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本市の平成27年の就業人口は26,214人で、昭和60年と比較し6,220人・19.2%の減少です。この割合を産業別にみると、第一次産業の就業人口の占める割合は大幅に低下し、一方、第二次産業と第三次産業の割合が高くなっています。農業就業人口が、製造業やサービス業等に移行していると考えられます。

産業構造を産業別市内純生産比率で見ると、第一次産業の占める比率は、平成27年で4.8%と、昭和60年の13.2%から大幅に低下しているものの平成22年からは若干向上しています。

しかし、平成27年の産業別就業人口比率とあわせてみると、第一次産業就業人口比率11.0%が4.8%の純生産額しか生んでいないことから、その生産性と一人当たり所得は依然、他産業に比べて低いと言えます。

産業発展と所得向上に向け、農業では、新たな担い手の確保、農地の有効活用、生産基盤や集出荷体制の基盤整備、高収益作物への転換、6次産業化の推進、集落営農の組織化等、林業では、市産材の活用等による林産物の需要拡大、水産業では、漁場整備や流通体制の確立、観光体験漁業の推進が求められます。

第二次産業では民間と一体となった誘致活動や受入体制の充実、地場産業の育成に向けた異業種間の連携強化や独自技術における高付加価値化、高度化、

人材育成等の支援が求められます。

第三次産業では商業事業者の経営安定及び商店街の活性化に向けて、宇佐商工会議所や宇佐両院商工会、四日市商店街振興組合等との連携強化を図るとともに、支援体制の充実や商工関係団体の活動支援及び人材育成等が求められます。

サービス業については、生活ニーズに応じたサービスや情報通信等のビジネス支援サービスの振興が求められます。

さらに、定住人口の維持・確保と快適な生活環境の実現を図るため、住宅の供給、上下水道の整備を促進するとともに、保健・医療・福祉の体制整備等により、子どもや高齢者をはじめとしたすべての人々が安心して暮らせるまちづくりを進めなければなりません。

(2)人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本市では、昭和35年（87,460人）から昭和50年（67,777人）の15年間で人口が19,683人減少（22.51%減）しています。

この間、年少人口（0～14歳）が50.08%減、若年者人口（15～29歳）が32.68%減と大幅に減少していますが、高齢者人口（65歳以上）は36.10%も増加しており、少子と若年者の転出、長寿・高齢化が進んだことがうかがえます。

昭和50年から平成2年の15年間の人口も、67,777人から65,541人へ3.30%減少しており、年少人口（0～14歳）は18.34%減、若年者人口（15～29歳）は23.07%減であることに対し、高齢者人口（65歳以上）は36.67%増加しており、それまでと同様に少子高齢化と若年者の転出の傾向は続いています。

日本全体の人口が減少傾向にある中、効果的な施策を行わなければ、今後の市の人口減少や少子高齢化がさらに加速していくと見込まれます。

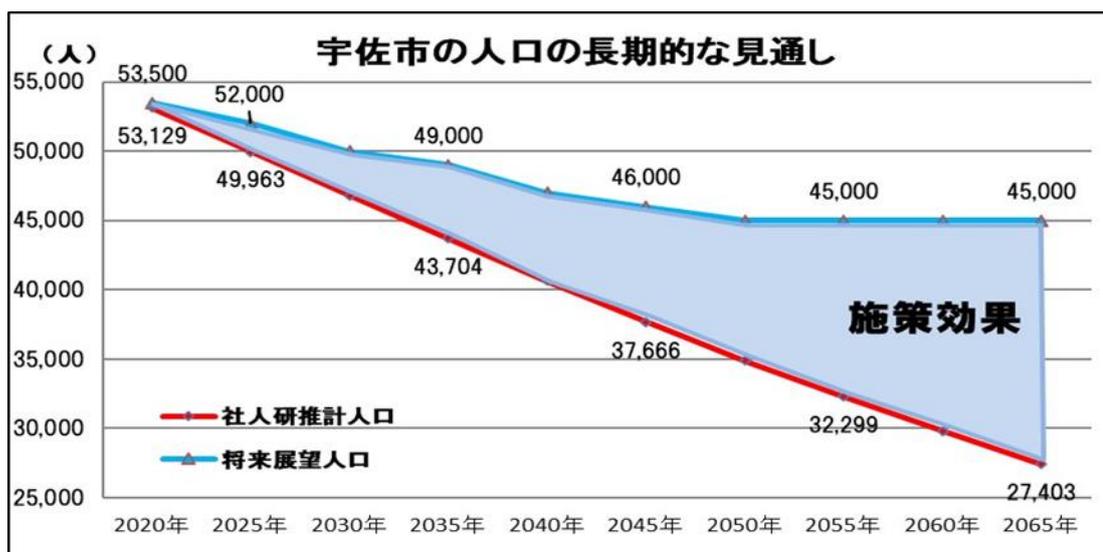
表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

| 区分 | 昭和35年 | 昭和50年 | | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | |
|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 87,460 | 人 67,777 | % △ 22.51 | 人 65,541 | % △ 3.30 | 人 60,809 | % △ 7.22 | 人 56,258 | % △ 7.48 |
| 0～14歳 | 28,897 | 14,425 | △ 50.08 | 11,780 | △ 18.34 | 8,094 | △ 31.29 | 6,823 | △ 15.70 |
| 15～64歳 | 51,574 | 43,840 | △ 15.00 | 40,761 | △ 7.02 | 34,948 | △ 14.26 | 30,212 | △ 13.55 |
| うち15～29歳(a) | 19,015 | 12,800 | △ 32.68 | 9,847 | △ 23.07 | 8,293 | △ 15.78 | 6,710 | △ 19.09 |
| 65歳以上(b) | 6,989 | 9,512 | 36.10 | 13,000 | 36.67 | 17,591 | 35.32 | 19,082 | 8.48 |
| (a)/総数 | % | % | | % | | % | | % | |
| 若年者比率 | 21.74 | 18.89 | - | 15.02 | - | 13.64 | - | 11.93 | - |
| (b)/総数 | % | % | | % | | % | | % | |
| 高齢者比率 | 7.99 | 14.03 | - | 19.83 | - | 28.93 | - | 33.92 | - |

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

| 区分 | 平成17年3月31日 | | 平成22年3月31日 | | | 平成27年3月31日 | | |
|----|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 | 人 63,225 | - | 人 61,001 | - | % △ 3.52 | 人 58,410 | - | % △ 4.25 |
| 男 | 29,583 | % 46.79 | 28,530 | % 46.77 | △ 3.56 | 27,374 | % 46.87 | △ 4.05 |
| 女 | 33,642 | % 53.21 | 32,471 | % 53.23 | △ 3.48 | 31,036 | % 53.13 | △ 4.42 |

| 区分 | 平成31年3月31日 | | | 令和2年3月31日 | | |
|-----------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 (外国人住民除く) | 人 55,691 | - | % △ 4.66 | 人 54,492 | - | % △ 2.15 |
| 男 (外国人住民除く) | 26,371 | % 46.80 | △ 3.66 | 25,798 | % 46.68 | △ 2.17 |
| 女 (外国人住民除く) | 29,320 | % 52.03 | △ 5.53 | 28,694 | % 51.92 | △ 2.14 |
| 参考 男(外国人住民) | 223 | 0.40 | - | 253 | 0.46 | 13.45 |
| 参考 女(外国人住民) | 433 | 0.77 | - | 517 | 0.94 | 19.40 |



令和2年(2020)3月宇佐市人口ビジョン(改訂版)

イ 産業の現況と今後の動向

昭和35年以降の本市の就業人口は、昭和55年に微増したほかは、人口の減少にともない一貫して減少しています。昭和35年の42,160人に対し、平成27年には26,214人と、55年間に15,946人・37.8%の減少で、人口の減少率(35.7%)に比べ若干高くなっています。

これを産業別にみると、第一次産業就業人口が27,796人から2,891人(89.6%減)、第二次産業就業人口が3,697人から7,793人(110.8%増)、第三次産業就業人口が10,662人から15,082人(41.5%増)となっています。

このことから、就業構造が第一次産業から、他産業である製造業、建設業、卸売・小売・飲食業、サービス業等へ著しく転換してきたといえます。

平成 27 年の産業別就業人口比率は、第一次産業が 11.0%、第二次産業が 29.7%、第三次産業が 57.5%です。

第一次産業の主力は農業であり、北部の平野部では、米、麦、大豆を中心に土地利用型農業が行われ、畑地ではいちご、小ねぎなどが栽培されています。

南部の中山間地では地域の特性を活かしてぶどう、ゆずなどの果樹が栽培され、県内最大の産地を形成しています。

しかしながら、担い手不足や農畜産物の価格低迷など、農業・農村を取り巻く情勢は厳しさを増しており、本市においても、農家の高齢化と後継者不足などにより耕作放棄地の増加や農村集落の維持等が課題となっている状況です。

今後は、経営規模の拡大にとどまらず、新たな担い手を確保し、農地を集積・集約するとともに、各地域の特性に応じて農業基盤を整備するなど生産コストを下げる必要があります。

また、新たな農畜産物の導入、ブランド化、安定した集出荷販売体制の整備、流通販売体制の強化、産地直売等による流通チャンネルの多角化なども求められています。

製造業は、1970 年代からの企業誘致により、電気機械器具製造業や自動車部品製造業など多くの工場が立地したことに加え、地場産業である酒類製造業や食品加工業の発展で、雇用や産業構造に変化をもたらしてきました。

しかし、近年は、平成 20 年 9 月のリーマンショック後の世界同時不況や生産拠点の海外移転による国内の空洞化等により、就業者が減少してきているため、雇用力のある自動車関連企業を誘致することで、地場企業への発注や、働く場の確保、経済活動の活性化を推進していく必要があります。

観光産業については、アフターコロナにおける観光需要の回復を見据えて、ワーケーションをはじめとした新たな旅行スタイルに対応できる体制を構築する必要があります。

しかしながら、本市には、数多くの観光資源、観光施設がありながら、十分に有効的に活用されていないため、今後は、体験型の観光メニューや受入れ体制の充実に努め、交流人口のみならず関係人口の誘客を促進する必要があります。

(3)行財政の状況

ア 行財政

本市では、硬直化した財政状況から脱却し、社会経済情勢の変化に柔軟に対応可能な行財政基盤を構築するため、行財政改革プラン及び行財政改革ビジョンに基づき、市民と行政が一体となって行財政改革に取り組んできました。

そうした中、合併に伴う財政支援措置が終了し、平成27年度から普通交付税（平成29年決算額：約80億円、構成比24%）が遡減していくこととなる一方で、本庁舎・安心院支所の建設、宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設の整備、老朽化した各種公共施設の改修といった大型公共事業に取り組む必要があったことから平成28年年度から令和元年度までの4年間を計画期間とする「第三次宇佐市行財政改革ビジョン」を策定しました。

以降、このビジョンに基づき、包括的かつ網羅的に設定した25推進項目にわたる取り組みを進めながら、国の地方創生関連事業の交付金等を積極的に活用することで、適正な財政運営に努めてきました。

その結果、小中学校の耐震化100%を達成するなど一定の成果を挙げつつも平成30年度時点で、平成17年度と比較して人件費は約14億1,900万円の縮減、基金総額【貯金】は約121億円の増額、地方債残高【借金】は約47億円の縮減を果たすことができました。

しかしながら、財政状況を表す指標の一つである経常収支比率が90%を上回っていることや本格的な人口減少・少子高齢化社会に突入したことにより、本市においても今後は、極めて厳しい財政状況が続いていくことが予想されるため、課税・徴収体制の充実や国・県等の補助金の活用等による、より一層の歳入の確保や歳出の見直しをはじめとする知恵を絞った財政運営を行うことで、足腰の強い行財政基盤を構築していく必要があります。

また、将来にわたり持続可能な行政運営と市民サービスの維持・向上を図っていくためには、老朽化が顕著な公共施設等の今後のあり方について基本方針を定めた「公共施設等総合管理計画」に基づき、各々の施設規模や業務内容、管理運営方法等を検証するなど、行政サービスの在り方を絶えず見直していく必要があります。

さらに、複雑・多様化する行政課題の解決には、職員の更なる資質向上はもとより、行政のデジタル化によりサービスの高度化と効率を図ることが求められています。また、これまで以上に市民や地域との協働の促進や民間企業等のノウハウの活用に取り組む必要があります。

今後も、行財政改革に向けた不断の取り組みが不可欠であることを市民と共有したうえで、緊急性、必要性の高い事業には積極的な投資を行い、不要不急のものはさらなる見直しを行うといった「事業や予算の選択と集中」を徹底した行政経営が求められます。

表 1-2(1) 宇佐市財政の状況 (地方財政状況調)

(単位：千円、%)

| 区分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|-------------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 29,961,532 | 30,653,009 | 37,065,517 |
| 一般財源 | 19,938,286 | 19,710,095 | 20,146,971 |
| 国庫支出金 | 5,566,042 | 4,948,819 | 5,160,134 |
| 県支出金 | 2,297,719 | 2,801,859 | 3,301,588 |
| 地方債 | 1,132,400 | 1,794,800 | 5,240,400 |
| うち過疎債 | 238,300 | 266,100 | 718,000 |
| その他 | 1,027,085 | 1,397,436 | 31,216,424 |
| 歳出総額 B | 28,171,639 | 29,058,725 | 35,481,554 |
| 義務的経費 | 14,741,554 | 14,462,279 | 15,687,192 |
| 投資的経費 | 4,661,684 | 4,836,756 | 9,731,179 |
| うち普通建設事業 | 4,657,690 | 4,720,391 | 9,650,723 |
| その他 | 8,768,401 | 9,759,690 | 10,063,183 |
| 過疎対策事業費 | 6,049,015 | 2,747,160 | 4,579,389 |
| 歳入歳出差引額 C (A - B) | 1,789,893 | 1,594,284 | 1,583,963 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D | 229,854 | 153,318 | 378,255 |
| 実質収支 C - D | 1,560,039 | 1,440,966 | 1,205,708 |
| 財政力指数 | 0.42 | 0.43 | 0.43 |
| 公債費負担比率 | 15.4 | 13.9 | 14.4 |
| 実質公債費率 | — | — | 6.1 |
| 起債制限比率 | 8.5 | 4.5 | — |
| 経常収支比率 | 86.1 | 85.9 | 96.6 |
| 将来負担比率 | — | — | 14.6 |
| 地方債現在高 | 26,493,440 | 26,009,725 | 29,361,909 |

イ 施設整備水準等の現況と動向

令和元年度末の市道の実延長は 1,226km で、改良率 56.9%、舗装率 88.2% であり、平成 22 年度末と比べ改良率で 1.5 ポイント、舗装率で 0.8 ポイント向上しています。

また、農道は延長 517.1km、林道は延長 92.5km であり、今後も計画的に整備を進めていく必要があります。

水道施設は、上水道、簡易水道及び飲料水供給施設を有しており、令和元年度末の普及率は 75.0% です。

下水道施設は、平成 4 年 3 月供用開始の公共下水道の他、農業集落排水及び合併浄化槽が普及してきており、令和元年度末の水洗化率は 72.8% です。

医療機関は、令和元年度末で病院 10 ヶ所、診療所 44 カ所、歯科診療所 27 ヶ所です。年々整備されつつありますが、人口千人当たりの病床数は 20.7 床であり、特に、より専門的かつ高度な医療機能や診療科目、救急医療体制等の充実が求められています。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況(公共施設状況調査)

| 区 分 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和元 年度末 |
|---------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|
| 市道 改良率 (%) | 24.2 | 46.2 | 52.9 | 55.4 | 56.9 |
| 舗装率 (%) | 46.9 | 83.6 | 86.5 | 87.4 | 88.2 |
| 農道 延長 (m) | | | | 525,940 | 517,101 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | 46.8 | 46.5 | 54.3 | — | — |
| 林道 延長 (m) | | | | 94,142 | 92,564 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | 9.5 | 10.2 | 15.5 | — | — |
| 水道普及率 (%) | 51.9 | 60.9 | 64.4 | 74.9 | 75.0 |
| 水洗化率 (%) | 0.0 | 0.0 | 23.6 | 44.0 | 72.8 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床) | | 17.3 | 18.7 | 19.9 | 20.7 |

(4)地域の持続的発展の基本方針

ア これまでの成果と課題

昭和 30 年代後半からの日本経済の高度成長の過程で、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方では、人口の過度の減少により地域社会の基礎的な生活条件の確保にも支障をきたすなど深刻な問題が生じました。

こうした人口の減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、過疎地域に対する措置法が 10 年ごとに施行され、国、県、市町村が一体となって総合的・計画的な事業を実施してきました。

そうした中、本市では、道路や上下水道、また光通信網の整備など市の発展を支える基盤の整備に積極的に取り組みました。

加えて、宇佐神宮本殿の改修支援や石橋の環境整備など文化的資源の保全や双葉山、賀来飛霞・惟熊、松田新之助などの偉人の顕彰、からあげを題材にしたご当地映画の撮影などを通して、地域資源を活用した交流人口の増加に努めてきました。

さらに、周辺地域の活性化を図るため、小学校区を単位とした新たな地域コミュニティ組織の構築や空き家対策、コミュニティバスの運行などに取り組むことで、均衡ある発展に努めてきました。

今後は、地方分権の進展により、国が一律に進める政策から自治体の特色・資源を活かした政策への転換が一層求められてくるものと思われます。そのため市全域が均衡的に発展できるように、引き続き基盤整備の促進と、住民活動の支援に取り組む必要があります。

以上のことから、本計画の必要性はさらに高まっており、まちづくりの戦略として継続する必要があります。

イ 持続的発展の方針

これまでの過疎地域に対する措置法のもと、総合的かつ計画的に過疎対策事業を実施し、道路整備をはじめとした基盤整備においては一定の成果が上がっているものの、路線バスの廃止等により交通体系の整備では都市地域と比較して格差が生じています。

さらに、人口の減少や高齢化が進行している中、産業の振興、コミュニティの維持、交通手段の確保、医療の確保などの新たな課題が生じているため、従来のインフラ整備はもとより、ソフト対策を含めてより総合的な過疎地域の対策に取り組む必要があります。

そこで、本市の「過疎地持続的発展計画」は「宇佐市総合計画」及び「宇佐市国土強靱化計画」を上位計画とし、他の関連する計画との連携、整合性を図りつつ構築したうえで、「宇佐市総合計画」の中期的なアクションプランとなる「宇佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って取り組みを推進します。

以上のことから、本地域の持続的発展の方向性については、宇佐市総合計画に掲げる「定住満足度日本一・交流満足度日本一のまち」を目指すものとし、以下の3点をその基本戦略とします。

① 地理的優位性の活用

高速交通網の整備により、北部九州と周防灘を循環する各ネットワークが構築されています。中津日田道路の整備により、それらのネットワークの結節点に本市が位置することから、その地理的優位性を活かして、経済、文化、観光等の振興に努めます。

② 歴史文化、人物、農林水産業など地域の潜在力の活用

米、ぶどう、ゆずなど豊富な農林水産物や宇佐神宮や宇佐海軍航空隊跡、石橋、鰻絵等の歴史的な文化財などの地域資源を活用したツーリズムを推進し、魅力あるまちづくりに努めることで、交流人口の増加はもとより関係人口の創出を図ります。

③ 周辺部を含む地域の均衡ある発展

宇佐市全体が均衡ある発展を遂げるために、交通体系や住環境の整備等の社会基盤を整えるとともに、「地域コミュニティ組織の設立」などの市民主体のまちづくり活動を支援することにより、住みやすいバランスのとれた市民主体のまちをつくります。

この基本戦略及び「大分県過疎地域持続的発展方針」のもと、本市の持続的発展は、次の8つを重点施策とします。

なお、国際社会全体の持続可能な開発目標（SDGs）の理念は、市政推進の基本理念と方向性を同じくする部分があることから各種施策の実施を通じて持続可能な社会の実現を目指します。

- 1 安全・安心な生活を守るまち
- 2 豊かな自然と風景を未来に継ぐまち
- 3 快適な生活空間を築くまち
- 4 健やかな暮らしを支えるまち
- 5 個性豊かな人材と文化を育むまち
- 6 儲かる産業を興すまち
- 7 多様な交流と協働で人と人が繋がるまち
- 8 対話と効率的な行政で信頼されるまち

(5)地域の持続的発展のための基本目標

本市には、森林や河川、棚田、水田、海など豊かな自然が保たれています。

また、全国八幡様の総本宮宇佐神宮をはじめ、東西本願寺別院や龍岩寺、鏝絵、石橋など歴史遺産が数多く残されています。

このような中、農商工の連携による6次産業化や企業参入等の推進による農業、「浜の市」の開催やブランド化の推進等による水産業、そして、酒類のほか自動車部品等を製造する技術産業、歴史文化、スポーツ、グリーンツーリズムなど多様な地域資源を活用した観光など多彩な産業活動が活発に行われています。

また、市内各地で市民が中心となって行っている健康づくりや、子育て支援、高齢者福祉等の充実により、市民の保健・福祉の向上が図られています。

さらに、地域コミュニティ組織を設立し、地域住民が主体となったまちづくり活動が活発に行われるとともに、市民やNPO、ボランティアなど様々な分野で多様な主体が交流し、協働の取り組みが展開されています。

しかし、人口の減少に歯止めがかからない状況が続いており、このままでは、将来的に地域の活力を維持することが困難となる恐れがあることから、今後は、出産や子育て等に係る自然増対策はもとより、産業の振興や移住の促進、また関係人口の創出を中心とした社会増対策の充実に取り組み「宇佐市人口ビジョン（改訂版）」に掲げる将来推計人口（2050年以降45,000人規模の維持）の実現を目指します。

目標指標

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|---------|-----|--------|--------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 人口 | 人 | 53,129 | 52,000 |
| 2 | 社会増減 | 人/年 | -170 | ±0 |
| 3 | 合計特殊出生率 | — | 1.65 | 1.85 |

(6)計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、「宇佐市総合計画」及び「宇佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った計画であることから、達成状況の評価についても、毎年実施している宇佐市総合計画における施策評価に準じて行うものとします。

具体的な手法としては、施策ごとに目標指標を設定し（Plan：計画）、施策・事業の確実な実施を促し（Do：実施）、設定した数値目標等に基づく施策・事業の効果検証を行い（Check：評価）、必要に応じて修正・見直し等の改善（Action：見直し）を行うことで、PDCAサイクルの構築を図ります。

また、「宇佐市まち・ひと・しごと創生有識者会議」において、毎年、効果検証を行っていくものとします。

(7)計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5ヶ年とします。

(8)公共施設等総合管理計画との整合

ア 宇佐市公共施設等総合管理計画との適合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備が宇佐市公共施設等総合管理計画に適合します。

イ 基本方針

① 次世代に負担を残さず、継続可能な施設の保有

将来世代に過度な負担を残さず、施設を維持更新していくために、人口減等社会状況に合わせて施設保有量を縮減し、最適化を図ります。

② 社会状況の変化に対応した市民サービスの提供

人口減少や少子高齢化による社会状況の変化に的確に対応しながら、市民サービスを提供していきます。

③ 安全・安心な公共施設等の形成

施設の維持管理において、故障などが発生するたびに、修理を行う「事後保全」から、故障する前に計画的に実施する「予防保全」へと転換し、長寿命化を進めていながら安全・安心な公共施設等の形成を行っていきます。

④ 効率的で効果的な公共施設等の運営

市民の利便性の向上及び施設の維持管理を効率的、効果的に行うため、運営方法を見直します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住促進

人口減少、少子化の進行は今後さらに加速することが予測されており、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加することから、人口構造は大きく変化していきます。

本市においても、人口減少と人口構造の変化が進んでおり、国勢調査が行われた平成17年と平成27年を比較すると、10年間で年少人口は約1,300人、生産年齢人口は約4,700人減少、老年人口は約1,500人増加し、人口は約4,500人減少していることから、地域経済や市民生活など多方面への影響が懸念されます。

また、市内の平均初婚年齢は、平成28年時点で男性が30.4歳、女性が28.6歳で、10年前に比べて1～2歳高くなっており、特に女性の晩婚化が進むとともに、平成17年以降増加傾向にあった出生数は平成24年から減少に転じました。

このような中、移住者を呼び込み、定住人口を確保するためには、本市が「住みたいまち」・「住み続けたいまち」に選ばれるように、まちの魅力を高めることが重要です。

そのため、これまで取り組んできた空き家改修支援や定住促進住宅の整備等による住環境の整備、企業誘致や地場産業の振興による就労環境の整備、子育て支援や教育等の振興による次代を担う子どもたちを育む環境の整備、男女の出会いの場の創出や支援体制の整備等による結婚支援などをさらに充実させ、「住む」・「育てる」・「働く」・「結ぶ」環境の整備が求められるとともに、本市への郷土愛の醸成に向けた取り組みが必要です。

イ 地域間交流・国際交流

交通ネットワークや情報・通信分野の進展は、金融・経済、サービス、労働力、文化など社会のあらゆる分野でのボーダーレス化を促し、国際化を進展させており、地域の活性化や人材育成、さらには多様な視点をもったまちづくりを進めることを目的に、国内外での都市交流が活発に行われています。

本市では、平成4年に韓国慶州市と友好親善都市協定を締結したほか、平成27年には、日米友好の象徴として、米国からハナミズキを本市へ寄贈されたことを契機に、中学生のハワイ州への短期留学や高校生の海外短期留学を実施し、外国での生活体験を通じて見聞を広め、豊かな国際感覚を身に付けた次代を担う人材の育成に努めています。

また、宇佐海軍航空隊と真珠湾攻撃の間には歴史上深い関連性があることから、令和元年にハワイ州ホノルル市とのフレンドシップシティ（友好都市）協定を締結し、両市の国際平和の推進、友好的で有益な交流を行っています。

国内では、平成元年に和気町と姉妹都市協定を、平成16年には奈良市と友好都市協定をそれぞれ締結し、市民が参加した文化交流等を行うとともに、歴史的に深いつながりのある八尾市と交流都市としてお互いのイベント等に参加しています。

地域間交流においては、グリーンツーリズムや大学との連携等に取り組み、都市住民や学生との交流拡大に努めてきました。今後は、これまで育んできたそれぞれの交流をさらに発展させ、より一層の充実を図っていくとともに、年々利用者数が増加傾向にある地域交流ステーションを地域交流の拠点としてさらなる利用促進を図っていくことが求められています。

多文化共生については、市内在住の外国人が年々増加している背景を踏まえ、日本人も外国人も、地域の一員として共に認め合い、互いに力を合わせながら、社会を発展させていくことが出来るまちづくりを進めています。

ウ 市民参加

本市では、市民が幸せに暮らせるまちを市民主体でつくることを実現するため、平成27年4月より本市の自治の基本理念及び基本原則を定めた「宇佐市自治基本条例」を施行しています。

また、協働のまちづくり指針及び協働のまちづくり行動計画に基づき、地域コミュニティ組織の設立やがんばる団体応援事業等による自主的な住民活動への支援の充実を図り、さらに自治会、NPO、大学等との連携の強化、講演会の開催等による人材の育成など市民・事業者・行政がお互いの理解を深め、それぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場で協力し合う協働のまちづくりを進めています。

今後も引き続き、より一層の市民参加が必要になることから、さらなる意識啓発や人材育成、連携強化、活動支援等による協働のまちづくりの推進が重要であり、市民主体のまちづくりのために、広報紙やホームページ、SNS等を活用したより分かりやすい情報の提供をはじめ、パブリックコメントやアンケート調査の実施により市民の意見や意向を聞き、その考え方を把握する機会を増やすことも重要と考えています。

また、市民団体やNPO、ボランティア団体など新たな公共サービスの担い手となる団体支援の充実が求められるとともに、自治基本条例の普及等とおしてまちづくりへの市民参加の促進が求められます。

(2)その対策

ア 移住・定住促進

少子高齢化の進行により、本市においても、定住人口の減少と人口構造の変化が進むと予想され、地域経済や市民生活への影響が懸念されることから本市が、「住みたいまち」「住み続けたいまち」に選ばれるように、まちの魅力を高

めていくことが必要です。

そのため、住宅の確保や子育て支援・教育の充実、雇用の場の創出、結婚支援など「住む」・「育てる」・「働く」・「結ぶ」環境の整備に努めるなど、本市への郷土愛の醸成に向けた取り組みを推進します。

また、移住希望者の受入体制づくりと共に、宇佐市の魅力や移住者向けの制度等の積極的なPRを行い、移住者による地域活性化に繋げていきます。

目標指標

【目標指標については累積の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|-------------------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 市制度を活用したU I ターン者数 | 人 | 672 | 1,100 |
| 2 | U I ターン者奨学金返還支援者数 | 人 | 38 | 65 |
| 3 | 高校生等資格取得支援者数 | 人 | 28 | 100 |

イ 地域間交流・国際交流

これまで進めてきた姉妹都市や友好都市、交流都市などとの交流については、より一層の充実を図るとともに、新たな交流への発展に努めます。

また、グリーンツーリズムをはじめとした他の自治体の住民や学生などとの交流についてもより一層の充実を図ります。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|----------------|----|-------|--------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 農泊来訪者数 | 人 | 272 | 10,000 |
| 2 | 地域交流ステーション利用者数 | 人 | 6,726 | 12,440 |

ウ 市民参加

近年の地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展や少子高齢化の進行、情報化・グローバル化の進展などにより、目まぐるしく変化しています。

このような環境の中、財政状況は逼迫する一方で、市民ニーズは多様化し、従来の行政によるサービスだけでは対応できなくなっています。

そのため、「協働のまちづくり指針」や「協働のまちづくり行動計画」に基づき、意識啓発や人材育成、連携強化、活動支援等により、市民団体やボランティア、NPOなど新たな担い手として期待される団体の活動の活性化に努めます。また、市民と行政がそれぞれ果たすべき役割と責任を明確にするためのルールづくりに努めます。

目標指標

【目標指標については、累積の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|-------------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | NPO法人格取得団体数 | 団体 | 18 | 25 |

(3)計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------------|--------------------------|------------------------|---------------------|----|
| 2 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成 | (4)過疎地域持 続的発展特別事 業 | | | |
| | 移住・定住 | 関係人口創出事業 | 宇佐市 | |
| | | 「うさ暮らし」移住満足度 100%事業 | 宇佐市 | |
| | | 婚活応援事業 | 宇佐市 | |
| | 地域間交流 | 安心院フェア葡萄酒まつり 支援事業 | 安心院 フェア実 行委員会 | |
| | | グリーンツーリズム推進事業 | 宇佐市 | |
| | | 姉妹都市、国際交流事業 | 宇佐市 | |
| | 人材育成 | 協働のまちづくり推進事業 | 宇佐市 | |
| | その他 | オンライン相談事業 | 宇佐市 | |
| | | ドローン活用生活支援事業 | 宇佐市 | |
| | (5)その他 | | | |
| | 北部複合施設（仮称）整備事業 | 宇佐市 | | |

(4)公共施設等総合管理計画との整合

住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、財政事情等も考慮の上、検討を進めます。

また、建物の老朽化の程度や利用者数等を考慮し、既存施設を有効利用するとともに、各地域での類似施設の相互利用等を進め、効率的で利用しやすい公共施設の適正配置と整備に努めます。

3 産業の振興

(1)現況と問題点

ア 農業

農業は、大切な食料を新鮮で安全かつ安定的に供給する役割や水源かん養機能、防災機能、大気浄化など生活環境の保全する役割、棚田やため池など美しい自然環境を保全する役割など多面的かつ重要な役割を担っています。

しかしながら、米政策の見直しや、CPTPP、日EU・EPAの発効による多国間の市場開放など、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市は、県内随一の穀倉地帯である宇佐平野、果樹栽培が盛んな中山間地域を有し、多種多様な資源に恵まれる農業が盛んな土地柄であるものの、高齢化や担い手不足などによる耕作放棄地の増加等を背景に従来型農業では、厳しい状況となっています。

今後は、農業をベースに6次産業化の確立や地域ブランド力の向上を図るため様々な事業を積極的に展開するとともに、情報発信力を強化する必要があります。

また、農地の荒廃化や施設等の老朽化、高齢化や後継者不足等を要因とした集落機能の低下に伴い、農村環境の保全・継承が困難になりつつあるため、集落営農を基盤とした法人化の推進はもとより、時代にあった多様な担い手を確保するため、経営感覚に優れた青年農業者の育成や他産業からの企業参入を一層支援する必要があります。そのためには、研修の充実や就農直後を支援することで担い手の所得補償や技術力向上を図るとともに、持続可能な農業が可能な環境整備を支援する必要があります。

そのためにも、農地流動化、ほ場の大区画化、排水対策により農地の集積・集約を推進することで生産効率の向上を支援するとともに、新たな農畜産物の導入、高収益作物への転換等により農業所得を向上させるなど魅力ある農業の実践が求められています。併せて、農業水利施設の老朽化対策が必要になります。

加えて、平成25年5月に認定された世界農業遺産を推進するため、農業遺産の保全啓発を行うとともに、農林水産業や観光産業の振興へ活用し、相互連携による新たな地域活性化に努めていきます。

イ 林業

林業を取り巻く環境は、木材需要の減退や木材価格の低迷等による収益性の低下、さらには過疎化や高齢化の進行による担い手の減少など厳しい状況にありましたが、このところ、欧米の木材需要により、急激な価格上昇が起り、対応ができなくなっています。

本市の森林面積は 26,382ha、うち民有林は 23,858ha で、人工林面積が 10,328ha となっています。

伐期を迎えたスギ、ヒノキの10歳級以上が4,517haで44%を占めており、今後適正な伐採を実施していくことが重要であり、「宇佐市森林整備計画」を踏まえ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進し、資源の状況・自然的条件等を総合的に考慮しながら、それぞれの森林が発揮を期待される機能ごとに区分し、重視すべき機能に応じた整備を図る必要があります。

また、高齢化の進行から減少している林業従事者に対して、各種研修・講習等を受講できるよう態勢を整備し、技術の向上、各種技能の取得等を図り、地域の中核的リーダーとして養成することが求められます。

さらに、イノシシやシカ等の有害鳥獣による農林水産物への被害が、これまでなかった地域にも拡大していることから、捕獲強化や防護柵の設置など地域や関係団体、周辺自治体等と連携した取り組みが求められます。

加えて、平成25年5月に世界農業遺産に認定されたことから、クヌギ林の適切な管理保全と原木椎茸の生産性の向上・後継者の確保により、生産農家の経営安定と産地の強化を図る必要があります。

ウ 水産業

本市は、古くから県北の中核漁業基地として非常に重要な役割を担っており、この海域は、遠浅で広大な干潟を有していることから、魚介類の産卵、育成の場として、また、重要な漁場として利用されています。

漁業種類は、海域特性を利用して「採貝漁業」や「刺網漁業」「小型底曳き網漁業」などが主に営まれており、アサリ、ハマグリ、マテ貝などの貝類からクルマエビ、ガザミなどの甲殻類、さらには、タイやスズキ、ハモ、シタビラメなどの魚類が多種多様に漁獲されています。

近年は全国的な傾向と同様に、漁業従事者及び漁獲量の減少や魚価の低迷、若者を中心とした魚離れ等により本市の漁業経営は厳しさを増しています。

また、多種多様な魚介類の宝庫であった豊かな漁場は、ビニール袋やプラスチック・空き缶等の堆積量の増加や、生活雑排水の流入による水質の悪化、干潟域はヘドロ化・硬化、河川では環境の変化により、生産機能は低下し魚介類の棲みにくい環境となっており、その阻害要因を除去し、豊かな漁場へと再生させることが重要となっています。

そこで「宇佐管内漁業3年再生計画」を策定し、干潟の耕うんや「浜の市」（朝市）の開催、ブランド化の推進、漁業集落や漁港の整備、観光体験漁業の推進に努めてきました。

内水面（駅館川）漁業では、以前はアユやウナギ、スッポン、モクズガニ、青ノリなどの漁獲が多くありましたが、近年ではカワウや外来魚、自然環境の影響などにより大変厳しい状況となっていることから、稚魚放流や河床耕耘、駆除を実施してきました。

しかし、依然として、漁業従事者及び経営体数、漁獲量の減少傾向に歯止めがかからず脆弱な漁業経営の改善には至っていないことから、引き続き生産性の向上に向けた漁場の整備や生産基盤の整備、経営の改善に向けた流通体制の確立や観光体験漁業の推進に努めることが必要です。

エ 商業・サービス業

商業・サービス業は、市民の消費生活を満足させるほか、活気ある快適なまちづくりを推進するうえでも、重要な役割を持つ産業です。

本市における卸売・小売やサービス業の事業所数は、全産業の約75%を占めるとともに、従業者数は全産業の過半数を占めており、本市の重要な産業の一つとなっていますが、若干の減少傾向にあります。

このことは、消費者の生活様式の変化が大きく関与しており、郊外型の大型店の進出などの影響で、市民の消費生活の利便性が向上する一方で、中小小売店の廃業や市内商店街の衰退を招いている状況です。

また、経営者の高齢化や後継者不足などに起因した空き店舗の増加等により、四日市商店街を中心とする街の賑わいが消失し、更にはコロナ禍の影響により、市全体の活力の低下を招くことが懸念されています。

このため、地域商工業全体の底上げを図るため、中小企業・小規模事業者の経営力向上や、将来の地域商工業を担う人材の育成、キャッシュレス化をはじめとしたデジタルトランスフォーメーションへの対応支援などが求められています。

オ 工業

コロナ禍の影響等により、地域の活力が低下している現在において、工業は、持続的な経済の活性化や市民生活の安定を促進する重要な役割を担っています。

近年、北部九州では中津市のダイハツ九州をはじめ、隣県のトヨタ自動車九州や日産自動車九州といった自動車メーカーの集積が進み「カーアイランド九州」が確立されており、進出自動車メーカーや一次部品メーカーでは、さらなる競争力強化のため部品の現地調達化を推進しており、本市経済の活性化と若者の雇用機会の確保及び定住策の促進・税収の増大に一翼を担っています。

しかしながら、本市の企業誘致用の用地は不足しており、また、人材確保の面でも、高校卒業時の求職者のうち市内就職者は1割程度と、多くの若者が就職を機に市外に流出しているなどの課題を抱えています。

そこで、若者の定住及び地域経済の活性化を図るため、自動車関連企業を中心に誘致活動を積極的に推進するとともに、優遇制度の充実や工業団地の確保に努めています。また、企業間の連携の強化、雇用に関する需要と供給のマッチングを図るため、交流の場の確保に取り組んでいます。

今後は、東九州自動車道の開通により、本市へのアクセス向上による地理的

優位性を活かして、民間と一体となった誘致活動を積極的に展開するとともに、受入体制の充実が求められます。

また、地場企業についても、景気の低迷化により多くの事業所の経営状況は厳しく、事業所数や従業者数は減少傾向にあり、地場産業の育成に向けて異業種間の連携強化や独自技術における高付加価値化・高度化や事業承継・人材育成等の支援が求められます。

カ 観光

本市は、宇佐神宮をはじめ数多くの歴史や文化、自然、グルメ等の多様な観光資源を有していますが、近年は熊本地震や九州北部豪雨の影響で観光客が大幅に減少しました。その後、風評被害回復に向け、各種対策や他自治体と連携してPRを展開し、入込客数は持ち直してきたものの、昨今はコロナ禍の影響で再び減少傾向を示しています。

また、本市の主要観光施設を訪れる観光客の約97%が日帰り客であり、経済波及効果の少ない立ち寄り型であることや観光振興に重要な要素である歴史・文化、食などの資源の活用方法や観光客に対するおもてなしの姿勢、情報発信力等については先進地と比較して改善の余地があるなどの課題を抱えています。

そこで、市全体で観光客を迎えることができるようにホスピタリティの一層の醸成を図りつつ、本市のブランド力・知名度の向上に向けた「情報発信の強化」、観光客の交流満足度向上に向けた「受入体制の強化」、観光地としての魅力向上に向けた「資源活用の強化」、観光振興を牽引する「人材・組織の強化」を柱とした体系的な施策展開に努めています。

今後は、東京オリンピック・パラリンピック終了後やアフターコロナを見据え、インバウンド対策をはじめとした観光戦略の再構築が求められています。

(2)その対策

ア 農業

6次産業化の推進による付加価値の創出や耕作放棄地の解消等による生産基盤の整備、集出荷体制の整備等により生産性の向上を図るとともに、新たな農畜産物の導入、ブランド化、地域の特性にあった高収益作物の産地拡大等により、農業所得の向上に努めます。

また、集落営農の組織化や法人化を図るとともに、新規就農者や農業への企業参入を支援することで担い手を確保し、育成に努めます。

併せて、地域住民参加型の農地保全活動の支援や農村地域の生活環境の整備を行うなど「儲かる農業の確立」を目標として農業を通じた地域活性化に努めます。また、今後のニーズや地域の特性にあった農業水利基盤の構築や関連施設の長寿命化にも努めます。

加えて、平成 25 年 5 月に認定された世界農業遺産を保存・継承するとともに、今後、広瀬井路を含む「宇佐のかんがい用水群」が「世界かんがい遺産施設」に登録されるよう啓発に努めます。

目標指標 【目標指標については累積の数値、ただし 3 については単年度の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|----------------|----|---------|---------|
| | | | 令和 2 年度 | 令和 7 年度 |
| 1 | ブランド認証品目数 | 品 | 103 | 130 |
| 2 | ブランド認証品売上額 | 億円 | 12 | 16 |
| 3 | 農地流動化利用集積率 | % | 70 | 86 |
| 4 | 新規就農者数 | 人 | 232 | 243 |
| 5 | 農業への参入企業数 | 社 | 32 | 39 |
| 6 | 人・農地プラン策定集落数 | 集落 | 260 | 297 |
| 7 | 樹園地再編整備地内基盤整備率 | % | 23.1 | 100 |

イ 林業

林道や作業道など生産基盤の整備により生産性の向上を図るとともに、市産材の活用等による林産物の需要拡大に努めます。

また、林業団体の育成強化により担い手の確保に努めるとともに、森林の適正管理により森林資源の保全・形成に努めます。さらに、森林環境譲与税を活用して、森林整備の促進に努めます。

加えて、平成 25 年 5 月に世界農業遺産に認定されたことから、クヌギ林を保存・継承するとともに、林産物の普及・啓発に努めます。

目標指標 【目標指標については、単年度の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|------------|----|---------|---------|
| | | | 令和 2 年度 | 令和 7 年度 |
| 1 | 森林施業面積 | ha | 62 | 208 |
| 2 | 有害鳥獣による被害額 | 千円 | 13,554 | 6,000 |
| 3 | 乾しいたけ生産量 | t | 24 | 42 |

ウ 水産業

生産性の向上に向けた漁場の整備や生産基盤の整備、経営の改善に向けた流通体制の確立や観光体験漁業の推進に努めます。

目標指標 【目標指標については、単年度の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|-------------|----------------|---------|---------|
| | | | 令和 2 年度 | 令和 7 年度 |
| 1 | 干潟域の土壌改良 | m ² | 1,500 | 5,000 |
| 2 | ヒジキの生産量（乾燥） | kg | 480 | 600 |
| 3 | 青ノリの生産量（乾燥） | kg | 270 | 570 |

エ 商業・サービス業

商業事業者が安定した経営を保てるように、経営相談や金融対策、起業支援など支援体制の充実に努めます。

また、商店街の活性化を図るため、関係団体が行う活性化に向けた活動を支援するとともに、宇佐商工会議所及び宇佐両院商工会、四日市商店街振興組合との連携強化に努めます。

目標指標

【目標指数については、単年度の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|-------------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 空き家空き店舗支援件数 | 件 | 4 | 7 |

オ 工業

雇用の創出や定住の促進に寄与する企業誘致については、民間と一体となった誘致活動を推進するとともに、用地の確保やインフラ整備等による受け入れ体制の整備に努めます。

また、コロナ禍の影響等で東京一極集中是正の機運が高まっていることからオフィス系企業やサテライトオフィスの誘致に取り組みます。

加えて、地場産業間の連携強化や人材育成の支援等により、地場産業の育成に努めます。

目標指標

【目標指標については、累積の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|---------------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 企業誘致件数（進出、増設） | 件 | 51 | 78 |
| 2 | 創業支援件数 | 件 | 196 | 300 |

カ 観光

当面は、コロナ禍の影響を見極めながらマイクロツーリズム等を中心とした施策展開を図るとともに、アフターコロナを見据え、宇佐市観光・交流ビジョンに基づき、知名度の向上に向けた「情報発信の強化」や観光客の満足度向上に向けた「受入体制の強化」、観光地としての魅力向上に向けた「資源活用の強化」、観光振興を牽引する「人材・組織の強化」の一層の強化に努めます。

また、九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、圏域市町と連携を図ることにより、圏域のさまざまな観光資源の連携を図ります。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値、ただし2、3は累積の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|----------------------------------|----|--------|--------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 宇佐市観光ガイド数 | 人 | 99 | 120 |
| 2 | ツーリズム受入れ家庭数（農泊） | 軒 | 92 | 100 |
| 3 | フィルムコミッションによる映画、ドラマ、CM、情報番組等誘致件数 | 件 | 15 | 30 |
| 4 | 市内主要宿泊施設の宿泊者数 | 人 | 43,459 | 95,000 |
| 5 | 市内主要観光施設の入込客数 | 人 | 183万 | 300万 |

(3)計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|----------------|--------------------|---------|----|
| 3 産業の 振興 | (1)基盤整備 | | | |
| | 農業 | 中山間地域総合整備事業 | 大分県 | |
| | | 県営農業耕作条件改善事業 | 大分県 | |
| | | 農業体質強化基盤促進事業 | 宇佐市 | |
| | | 基幹水利施設保全対策事業 | 大分県 | |
| | | 農業水利施設保全合理化事業 | 宇佐市 | |
| | | 地域農業水利施設保全対策事業 | 宇佐市 | |
| | | 多面的機能支払交付金事業 | 宇佐市 | |
| | 林業 | 低コスト簡易作業路緊急整備事業 | 生産組合等 | |
| | | 市有林造林事業 | 宇佐市 | |
| | 水産業 | 水産環境整備事業 | 大分県 | |
| | | 県水産基盤整備事業負担金 | 大分県 | |
| | (3)経営近代 化施設 | | | |
| | 農業 | ため池等整備事業負担金 | 大分県 | |
| | | 農業競争力強化基盤整備事業負担金 | 大分県 | |
| | | 強い農業づくり交付金企業参入推進事業 | 農業生産法人等 | |
| | 林業 | しいたけ生産設備整備事業 | 生産組合等 | |
| | 水産業 | 沿岸漁業振興特別対策事業 | 宇佐市 | |
| | (5)企業誘致 | | | |
| | | 企業誘致支援事業 | 宇佐市 | |

| | | | | |
|---------------------|--------------------|---------------------|-------------------|--|
| | (9) 観光又はレクリエーション | | | |
| | | 国道沿線地域複合施設整備事業 | 宇佐市 | |
| | | J R柳ヶ浦駅周辺整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 公園長寿命化対策事業 | 宇佐市 | |
| | | 西大堀地区都市公園整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 観光戦略総合対策（受入態勢強化事業） | 宇佐市 | |
| | | 家族旅行村「安心院」エリア施設整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 内水面跡地整備事業 | 宇佐市 | |
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 第1次産業 | 有害鳥獣防止対策事業 | 個人 集落等 | |
| | | 鳥獣被害防止総合支援事業（広域連携型） | 鳥獣被害 対策協議 会 | |
| | | 有害鳥獣捕獲事業 | 有害鳥獣 駆除班員 | |
| | | 中山間地域等直接支払制度補助 | 宇佐市 | |
| | | 多面的機能支払交付金事業補助 | 宇佐市 | |
| | | 環境保全型農業直接支払交付金事業 | 宇佐市 | |
| | | 両合棚田再生プロジェクト事業 | 宇佐市 | |
| | | 農業参入企業雇用促進助成事業 | 宇佐市 | |
| | | 地域育成型就農システム支援事業 | 農業公社 等 | |
| | | 漁業再生支援事業 | 宇佐市、 事業者等 | |
| | 商工業・6次産業化 | 資源のブラッシュアップ事業 | 宇佐市、 事業者等 | |
| ブランドのチャームアップ事業 | | 宇佐市、 事業者等 | | |
| USA・人材UIターン雇用拡大推進事業 | | 宇佐市 | | |
| 観光 | フィルムコミッション事業 | 宇佐市 | | |
| | 観光客誘致促進事業 | 宇佐市 | | |
| (11) その他 | | | | |
| | 民有林造林事業 | 林業事業 体 | | |

(4)産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|-------------------------------------|------------------------|----|
| 宇佐市全域 | 製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

また、自治体間の広域な連携が必要な施策については、九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョン、豊の国千年ロマン観光圏整備計画や国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会等との整合性を図るとともに、連携自治体それぞれの資源や機能等を活用し、幅広い分野で相互に連携協力することにより、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流や国際交流の活性化を図るため、自治体間の連携強化を進めていきます。

(5)公共施設等総合管理計画との整合

住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、財政事情等も考慮の上、検討を進めます。

また、建物の老朽化の程度や利用者数等を考慮し、既存施設を有効利用するとともに、各地域での類似施設の相互利用等を進め、効率的で利用しやすい公共施設の適正配置と整備に努めます。

4 地域における情報化

(1)現況と問題点

近年の情報化の進展により、インターネットの普及率は年々上昇しており、多くの人にとって日常生活に欠かせないものとなっています。

現在、各種行政サービスにおいてはオンライン化が進展するなかで、行政事務の効率化や市民サービスの向上を図るためには、市民と行政との双方向の情報発信、地域の活性化や地域の課題を解決するためのツールとしてICTを活用した市民サービスを行う必要があります。これらの推進に伴い、情報資産が増大することから、情報セキュリティを確保するため、管理体制の強化やセキュリティ意識の高揚などが求められます。

一方、市民がICTを活用したサービスの恩恵を享受できるように、情報リテラシーの向上を図る必要があります。そのため、インターネットに関する学習機会の充実やその推進が求められています。

市光インターネットについては、令和2年度末の加入率は38.0%となり、既に当初目標(26.9%)を達成していますが、地域間の情報格差の是正はもとより、コロナ禍の影響で急速に拡大しているデジタルトランスフォーメーションの進展に対応するため、今後も加入促進に努める必要があります。

携帯電話については、全国的には約96%の世帯に普及していると言われており、日常生活に欠かせないものとなっています。携帯電話事業者と連携して携帯電話のエリア整備を行ったことにより、概ね通話のできる環境が整ったものの、周辺部においては気象条件等によって不感地域となる可能性があるため、今後も不感地域の把握と携帯電話事業者への情報提供により不感地域の解消に努める必要があります。

また、第5世代移動通信システム(5G)等の新たな通信技術についても情報収集を進め、効果的な活用方法を検討する必要があります。

(2)その対策

各種行政サービスについては、手続きのオンライン化やシステムの最適化を図ることにより、市民サービスの充実に努めるとともに、光インターネット加入者の拡大に努め、光通信網等の基盤整備を推進するとともに、新たな活用方法について検討します。

また、情報化の推進に伴い、情報資産が増大することから、情報セキュリティの向上に努めるとともに、ICTを活用した事業の恩恵が享受できるように、スマートフォン等の使い方が学べる講座等学習機会の確保に努めます。

携帯電話については、一部世帯数の少ない山間部の集落や観光施設に不感地域が存在することから、携帯電話事業者への継続的な整備促進等による不感地域の解消に努めます。

目標指標

【目標指標については、累積の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|-----------------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 市整備光インターネット加入者数 | 世帯 | 4,544 | 5,000 |

(3)計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|---------------------|--------------|------|----|
| 4 地域における情報化 | (1)電気通信施設等情報化のための施設 | | | |
| | 防災行政用無線施設 | 防災行政無線事業 | 宇佐市 | |
| | その他の情報化のための施設 | 地域情報通信基盤整備事業 | 宇佐市 | |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 情報化 | デジタル市役所推進事業 | 宇佐市 | |

(4)公共施設等総合管理計画との整合

住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、財政事情等も考慮の上、検討を進めます。

また 建物の老朽化の程度や利用者数等を考慮し、既存施設を有効利用するとともに、各地域での類似施設の相互利用等を進め、効率的で利用しやすい 公共施設の適正配置と整備に努めます。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

道路・交通網は、地域振興・産業振興の活性化を支えるとともに、住民の生活に密着した交流活動を促進するための重要な基盤であります。

本市の道路網は、主要幹線道として東九州自動車道や国道10号など4路線の国道をはじめ地域間を結ぶ29路線の県道、そして生活道路として1,735路線の市道があります。

また、東九州自動車道の開通や国東半島・宇佐地域の世界農業遺産の認定などにより、本市の活性化のために市民や商工会議所等より国道10号沿線での「道の駅」設置要望があり、防災・観光及び地域活性化対策としての整備が進められています。

都市計画道路については、市街地の形成に重要な道路ですが、計画決定時から社会情勢が大きく変化していることから、必要性の高い都市計画道路である上田四日市線や黒川松崎線などは、早急な完成が求められる一方で、現状に適した都市計画道路の整備に向けて、計画路線の見直しを検討する必要があります。

市道・農道については、日常生活や生産活動等に大きく影響する道路であり、市民からの要望も多いことから重点的に改修を行っていますが、依然として改修の必要な路線が多く、継続的な整備が求められます。

公共交通については、本市の玄関駅と位置付けたJR柳ヶ浦駅や観光拠点駅として位置づけているJR宇佐駅をはじめとした6つの駅を有する鉄道と、民間事業者が運行する路線バスや市が主体となって運行するコミュニティバスを骨格として構築されていますが、少子高齢化の進むなか市民の日常生活を支える手段として更なる利便性の向上や活性化対策が必要となっています。

そのため、鉄道については、駅施設の改善と利便性の向上や周辺整備の取り組み、路線バス及びコミュニティバスについては、利用促進及び既存路線の維持・連携や市民ニーズなどに対応したサービスの充実が求められます。

(2) その対策

道路については、国・県道や都市計画道路の整備促進による幹線道路網の整備を図るとともに、市道や農道など生活に身近な道路の改善に取り組み、東九州自動車道を軸とした有機的な道路交通体系の確立に努めます。

公共交通については、玄関駅と位置づけるJR柳ヶ浦駅については、都市計画道路の整備や駅南側の開発を検討することで、利便性の向上と機能の強化を図り、観光拠点駅と位置付けるJR宇佐駅については、観光バスの整備やバリアフリー化を推進することでアクセス機能の向上を図るなど、2駅を拠点とした整備に努めます。

また、日常の交通手段となる路線バス・コミュニティバスについては、ニーズに応じたデマンド型への運行形態への見直しや公共交通機関相互の連携強化により効率的かつ効果的な公共交通体系の構築に努めます。

目標指標

【目標指標については累積の数値、ただし2は単年度を記載】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|-------------------|----|--------|--------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 都市計画道路(上田四日市線)整備率 | % | 34.2 | 70.8 |
| 2 | コミュニティバス利用者数 | 人 | 20,489 | 25,000 |
| 3 | JR柳ヶ浦駅周辺整備事業の進捗率 | % | 29.5 | 100 |

(3)計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------|-------------------|------|----|
| 5 交通施設 の整備、 交通手段の 確保 | (1)市町村道 | | | |
| | 道路 | 福貴野枝郷線整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 松崎・岩保線整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 田所岳切線整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 柳ヶ浦中央線整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 歩道改良事業 | 宇佐市 | |
| | | 防災対策事業 | 宇佐市 | |
| | | 道路メンテナンス事業 | 宇佐市 | |
| | | 道路照明LED化事業 | 宇佐市 | |
| | | 都市計画道路 上田四日市線整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 東上田・城井線整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 臨時地方道整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 下余岩下線整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 都市計画道路 金屋坂の上線整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 四日市南小学校北線整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 県道整備事業負担金 | 宇佐市 | |
| | (2)農道 | | | |
| | 広域営農団地農道整備事業 (宇佐第2地区) | 大分県 | | |

| | | | | |
|--|-------------------|--------------|-----|--|
| | | 国土保全対策事業 | 宇佐市 | |
| | | 基幹農道整備事業 | 大分県 | |
| | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 公共交通 | 総合交通対策事業 | 宇佐市 | |
| | | コミュニティバス運行事業 | 宇佐市 | |
| | 交通施設維持 | 路線バス維持事業 | 宇佐市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路は市民生活に直結する重要なインフラ施設です。

道路の老朽化が交通の安全性（生命の安全性）に関わる事もあることから、パトロールや点検、適切な維持管理を行っていきます。

橋梁については「宇佐市橋梁長寿命化計画」（令和2年3月）に基づき、橋梁点検要領（案）の判定結果より、橋梁の損傷を早期に把握します。

また、早期に対策を施すべき橋梁の修繕を優先しながら、長寿命化が期待できる修繕（表面被膜、橋面防水の設置等）を予算の範囲で早期に着手することを計画します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

水は、市民生活や産業活動などあらゆる場に欠かせない重要な資源であるため、浄水場施設の改築をはじめとした各種施設の整備により、有収率（給水する水量と料金として収入のあった水量との比率）の向上を図り、安全な水の安定供給に努めてきました。

本市の水道関連の施設は、水道施設19施設、専用水道施設10施設、給水施設は8施設あり、令和2年3月末時点の水道普及率は、72.8%で、大分県の全体の普及率である92.2%を大きく下回っています。

そのため、市内に点在する水道未普及地域の解消に向けて、市民ニーズに対応した施設の整備が求められます。

また、水道の各種施設等の老朽化が進行しており、令和2年3月末時点の有収率は79.7%となっていることから、老朽化した各種施設等の更新や適切な維持管理、管路や設備等の電子管理を行うなど安全かつ安定的な水の供給が求められます。

イ 生活環境

本市は、駅館川、伊呂波川、寄藻川の3つの水系や、市域の約6割を占める森林を有しており、市街地等には整備された公園や緑地も存在することから、清らかな水と豊かな緑に囲まれた生活環境と言えます。

しかし、水質測定や騒音測定などの環境調査結果では環境基準を超過している項目も見受けられます。

また、悪臭や騒音などの公害、衛生害虫やペット等の公衆衛生に関する不満が多く寄せられることなどから、生活排水の適切な処理の促進や関係法令に基づく公害対策、公衆衛生対策等により生活環境の改善が必要となっています。

日常生活で排出されるごみについては、関係機関との連携により摘発や指導を行っていますが、不法投棄は繰り返され、市民や業者のモラルの低下が目立ち、今後ごみの分別・排出に関する意識啓発をする必要があります。

公害対策については、騒音や悪臭等、身近な生活空間における苦情が増加していることから発生源での対策や規制に努めるとともに、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを進める必要があります。

市民の憩いの場となる公園や緑地については、緑地が持つ公益的な機能や緑豊かな生活空間を次世代に引き継ぐため、不足している地域への整備や老朽化している公園施設の適正管理・再整備を図るとともに、緑地の保全や緑化の推進が求められます。

ウ 資源循環

資源循環型社会の構築へ向けて、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの計画的なごみ処理を推進し、廃棄物に対する住民意識の高揚を図り、廃棄物の減量を計画的に推進してきましたが、排出量は依然として高い水準にあり、不法投棄等の不適正処理が後を絶たない状況が見られます。

さらに、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R【リフューズ(マイバッグの使用)、リデュース(排出量の抑制)、リサイクル(再資源化)、リユース(再使用)】を推進し、焼却処分場及び最終処分場の延命化、資源循環型社会の形成に努める必要があります。

エ 防災

近年は大地震をはじめ、大型化する台風や数十年に一度あるかないかと言われるような記録的大雨等による大規模災害が毎年のように日本列島各地で発生し、甚大な被害を及ぼし、尊い命が奪われており、防災に対する意識が以前に増して高まってきています。

本市においても、南海トラフ巨大地震をはじめとした地震や洪水・土砂災害などの大規模災害がいつ発生してもおかしくないため、「市民の生命、身体及び財産を災害から守る」という防災の理念のもと、地域防災計画の見直しや、ハザードマップの作成、防災行政無線のデジタル化、自主防災組織の活性化、土砂災害防止対策などに努めてきました。

今後も起こりうる災害に備え、自主防災組織の活性化や人材の育成、災害時の円滑な情報伝達手段の確保を図るとともに、防災意識の啓発や防災訓練の実施などによる防災活動の推進、備蓄品の整備・充実や災害時要支援者対策などによる避難体制の構築が求められます。

また、災害による被害の軽減を図るには、自助・共助による助け合いの精神も大切であり、この意識の向上や啓発、防災訓練の推進を図るとともに、避難場所や避難経路の確保、土砂災害対策、老朽ため池対策など未然防止の充実にも取り組む必要があります。

オ 交通安全

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年に交通安全対策基本法が施行され、本市においても翌年に宇佐市交通安全計画を策定し、交通環境の整備の推進に努めてきました。

その成果もあり、交通事故による死亡者数は、昭和47年をピークに減少傾向に向かっており、平成27・28年は統計上最小である1名まで減少しましたが、交通事故による死者のおよそ半数が身近な道路で発生しており、生活道路の交通安全対策の推進が強く求められています。

交通事故防止は、市民一人ひとりが交通安全の大切さを絶えず認識しながら取り組まなければならない重要な課題であり、人命尊重の理念の下、交通事故のない誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて、交通安全対策を一層強力に推進する必要がある、通学路等の合同点検を行い、歩道の整備やカーブミラー・ガードレール等の交通安全施設の整備が求められます。

また、保育園等や各小学校での交通安全教室において、自転車の正しい乗り方やヘルメットの必要性、横断歩道の渡り方等の教育を行うとともに、高齢者への体験型交通安全教室を実施し、反射材の効果や横断歩道以外での道路の横断の危険性の周知を図っています。

さらに、交通事故に遭われた方やその遺族の負担を軽減するための救済活動の充実が求められます。

カ 消防・救急・救助

消防・救急・救助は、市民の生命、身体及び財産を守る大変重要な役割を担っており、高齢化の進行によりその役割はますます重要になっています。

本市においては、職員の資質向上や宇佐市消防力整備計画に基づいた消防車両等の更新、消防団の施設・装備の充実、火災予防意識の啓発に努めてきました。その結果、火災件数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、火災による損害額についても減少傾向にあります。

しかしながら、火災の発生がなくなることはなく、住宅火災による死者数は7割以上が65歳以上の高齢者とのデータもあることから、火災や事故等の発生時に迅速かつ的確な初期対応が行えるように、更なる職員の資質向上や人材育成、施設・設備の充実、関係機関との連携強化等による体制の充実が必要となっています。

また、地域による初期消火能力の向上を図るため、消防団員の確保や消防団の施設・設備の充実など消防団の強化に努める必要があります。

さらに、救急活動においても高齢化の進行等により、救急需要は高まる傾向にあることから、市民の理解と協力による救急車の適正利用の推進や救急収容医療機関との連携強化が必要となっています。

キ 公営住宅

本市では、平成30年時点で93団地、385棟、1,648戸の公営住宅等を設置しており、それらの公営住宅ストックを長期的に活用することを目的とした公営住宅ストック総合活用計画に基づき、その整備及び維持管理を進めてきました。

しかし、本格的な少子高齢化や人口の減少、住宅ストック重視の社会的背景のなか、公営住宅分野については、厳しい財政状況下において、更新期を迎えている公営住宅ストックが大量に存在することから、効率的かつ円滑に更新を行い、需要に対応した公営住宅の供給が求められています。

また、公営住宅については、公営住宅ストックの約8割が、昭和40、50年代に建設されていることから、老朽化が懸念される一方で、低所得者層を中心に家賃の低廉な住宅への入居希望が多い状況にあり、宇佐市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替えや再編成、修繕など市民ニーズや地域バランス、施設の状態等に応じた住宅の整備が求められます。

一般の建築物については、耐震性に問題がある住宅や老朽化した危険な家屋、アスベストが残存する建築物などが存在することから、耐震診断・改修、老朽危険家屋等・危険ブロック塀等除却、アスベスト分析調査などの安全・安心な住環境の整備を促進する取り組みが求められています。

さらに、適切な管理がされず放置されたままの空き家等については、平成26年度に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、関係各課の情報共有及び統一化された対応により取り組みを進めています。

(2)その対策

ア 水道

安全かつ安定した水の供給を図るため、水道未普及地域の解消に努めるとともに、老朽施設の更新等により、安全性・安定性の確保に努めます。

また、管路や設備等の電子管理を行うことにより、維持管理体制の充実に努めます。

大分県水道ビジョンに基づく広域連携について、県の広域推進プラン策定の中で全域や圏域別の市町村連携による共同処理・共同購入の具体策の検討を行います。

目標指標

【目標指標については、累積の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|--------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 水道の普及率 | % | 75.7 | 79.0 |
| 2 | 水道の有収率 | % | 79.7 | 86.0 |
| 3 | 老朽管の更新 | m | 6,866 | 9,170 |

イ 生活環境

宇佐市環境基本計画に基づき、廃棄物や生活排水の適切な処理、公害対策や公衆衛生の充実に努めます。また、公園施設の整備や緑化推進等に取り組みます。

目標指標 【目標指標については、単年度の数値、ただし4、5は累積の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|-------------|-------------------|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 河川及び海域の水質 | 環境基準 達成箇所 | 4 | 5 |
| 2 | 一般環境における騒音 | | 3 | 4 |
| 3 | 道路に面する地域の騒音 | | 7 | 9 |
| 4 | 下水道普及率 | % | 73.0 | 74.8 |
| 5 | 一人当たりの公園面積 | m ² /人 | 3.6 | 4.1 |

ウ 資源循環

宇佐市環境基本計画に基づき、循環型社会の実現やごみの減量化に向けた4Rの推進に努めます。

また、宇佐・高田・国東広域事務組合との連携により、新しいごみ処理施設の整備を推進します。

目標指標 【目標指標については、単年度の数値、ただし4、5は累積の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|----------------|------|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 市民一人あたりのごみの排出量 | kg/年 | 184 | 175以下 |

エ 防災

自主防災組織の活性化や人材の育成、公共施設の耐震化等による防災体制の充実や防災意識の啓発、災害時の円滑な情報伝達の手段の確保、防災訓練の実施等による防災活動の推進、土砂災害対策等による未然防止の充実に努め、市民の生命、身体及び財産を災害から守る取り組みを推進します。

目標指標 【目標指標については、単年度の数値を記載】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|----------------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 自主防災組織の避難訓練実施率 | % | 5.8 | 50 |

オ 交通安全

カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備や、園児・小学生及び高齢者などを対象とした交通安全教室の開催等による交通安全意識の高揚、交通事故被害者及びその家族の救済活動等に取り組み、事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指します。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値を記載】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|------------------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 市内人身事故発生件数 | 件 | 128 | 80 |
| 2 | 市内高齢者による人身事故発生件数 | 件 | 54 | 30 |

カ 消防・救急・救助

職員の資質の向上や、施設・設備の充実等による体制の強化や予防意識の啓発等による火災予防の推進、消防団員の確保や施設・設備の充実等による消防団の強化、救急車の適正利用の啓発等に努め、市民の生命、身体及び財産を守ります。

目標指標

【目標指標については、累積の数値を記載】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|------------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 消防水利箇所充足率※ | % | 73 | 75 |
| 2 | 消防団員数 | 人 | 1,036 | 1,125 |

※消防水利・・・消火栓・防火水槽等、消火のために水を供給する施設で法や基準により、常時貯水量が40立方メートル以上、または、取水可能量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するもの。

充足率・・・消防水利の充足率は、国の消防力整備指針に基づく、平成7年の消防施設整備計画実態調査の充足率で3年に1度見直しがあるもの。

キ 公営住宅

公営住宅については、宇佐市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化住宅の整備・再編成や地域バランスを考慮した整備により、ニーズに応じた住宅の確保に努めます。

一般の建築物については、耐震化や老朽危険家屋等・危険ブロック塀等除却、アスベスト分析調査などの対策により、安全・安心な住環境の整備に努めます。

目標指標

【目標指標については累積の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|-----------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 市営住宅建替え戸数 | 戸 | 24 | 40 |

(3)計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|------------------|--------------------------------|----------------|----|
| 6 生活環境の整備 | (1)水道施設 | | | |
| | 上水道 | 上水道老朽管更新事業 | 宇佐市 | |
| | 簡易水道 | 旧簡易水道施設整備事業 (広域監視システム導入) | 宇佐市 | |
| | | 旧簡易水道施設整備事業 (安心院中央簡水施設更新事業) | 宇佐市 | |
| | (2)下水処理施設 | | | |
| | 公共下水道 | 公共下水道施設整備事業 | 宇佐市 | |
| | 農村集落排水施設 | 農業生産基盤整備・保全事業 | 宇佐市 | |
| | その他 | 浄化槽設置整備事業 | 個人 | |
| | (3)廃棄物処理施設 | | | |
| | ごみ処理施設 | 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業負担金 | 宇佐・高田・国東広域事務組合 | |
| | | 可燃物処理施設改修事業 | 宇佐市 | |
| | (5)消防施設 | | | |
| | | 消防救急車両整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 耐震性貯水槽整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 消防格納庫整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 消防積載車購入事業 | 宇佐市 | |
| | | 消防団無線整備事業 | 宇佐市 | |
| | (6)公営住宅 | | | |
| | | 公営住宅等整備事業 | 宇佐市 | |
| | (7)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| 防災・防犯 | 安全安心まちづくり活動事業 | 宇佐市 | | |
| | 自主防災組織活性化事業 | 宇佐市 | | |

(4)公共施設等総合管理計画との整合

水道は市民生活を支える重要なインフラ施設です。水道水を安全で安定的に供給するため、適切な施設管理を行います。

また、定期的な日々の点検・修繕を実施するとともに計画的な運営を行います。

下水道は道路及び水道と同じく、市民生活に直結する重要なインフラ施設です。管渠等施設の状態を良好に保つために定期的な点検・診断を実施します。

公営住宅においては、本計画との整合性を図りながら「宇佐市公営住宅等長寿命化計画（平成 24 年 3 月）」の事業プログラムに基づき整備を行っていきます。建築年度の古い建物は、入居者が転出した段階で用途廃止を行います。

また、今後の建替え更新においては、総量縮減や PPP/PFI 導入などを検討していきます。

消防施設においては、市民の安全に不可欠な施設であるため、優先的に維持管理を行っていきます。

その他の施設においては、老朽化を考慮して今後の方向性を検討します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 健康増進

本市において、高血圧・糖尿病・脂質異常等の生活習慣病の有病率は、年々上昇傾向にあり、生活習慣病を起因とした疾病の重症化や死亡も増加しています。

生活習慣を改善して健康づくりに継続的に取り組み、健康寿命を延伸させることが重要であることから、健康づくり戦略として、食生活の改善、健診受診率の上昇、糖尿病等の重症化予防、健康づくり応援隊の活動等、若年層からの健康づくり習慣が定着することを目指しています。

平成 29 年の自殺者は 13 名で、自殺予防対策を開始した平成 21 年の 18 名から減少していますが、自殺者 0 人を目指し、心の健康づくりの取り組みなど自殺予防対策を充実していく必要があります。

食育については、市民の健康増進と食文化の継承、地元産物の消費拡大等を中心に行っており、今後も健全な食生活の普及啓発や食の体験事業の充実により食育の推進が求められます。

予防接種については、麻しん・風しん混合の接種率は国の目標値は超えていますが、対象疾病の増加により、保護者の予防接種意識を高める働きかけを関係機関と連携して実施する必要があります。

また、今後は、令和 2 年に突如発生したコロナ禍を教訓に、感染症に対する予防意識の向上や感染拡大防止対策の充実が求められています。

健康づくりは、個人だけでなく、家族や職場、また地域ぐるみで取り組むことが重要であるため市全体で健康増進に対する意識を高めていく必要があります。

イ 子育て支援

女性の社会進出に対する環境整備の遅れや価値観の多様化による晩婚化・未婚化の進行などを背景に少子化が進行しています。

また、核家族化、地域連帯感の希薄化など子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに悩みや不安を抱える人が増加していることから、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てできる環境の整備が重要になっています。

本市においては、宇佐市子ども・子育て支援事業計画に基づき、健診や各種教室の周知・開催、相談・支援体制の充実、通常保育はもとより延長・一時・休日保育など保育サービスの充実、放課後児童クラブや児童館等の整備、医療費助成の充実など経済的支援の充実等に取り組んでいます。

しかし、子育て環境の課題は多く、若い女性の他市への流出や経済的な理由などにより、出生数は減少傾向にあります。

そのため、より一層、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てできる環境の整備に向けて、健診や各種教室、予防接種等による保健事業の充実や子育てを支える団体・人材の育成やネットワークの構築、経済的支援等の充実、多様化するニーズに対応した教育・保育の充実、児童館や放課後児童クラブ等を活用した健やかに育む環境整備が求められるとともに、虐待の予防や早期発見に向けた虐待防止対策、さらに、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策の充実が求められます。

また、ひとり親家庭等については、相談助言や就労支援など自立に向けた支援を行うため、県やハローワーク等の関係機関と連携し、各種サービスの情報提供を行っていく必要があります。

ウ 地域福祉

人口減少、少子高齢化が進む中、住民の福祉課題、生活課題が多様化、深刻化しています。

また、近年、比較的身近な地域において集中豪雨や大地震など私たちの暮らしや生命に甚大な被害をおよぼす自然災害が相次いで発生しています。

このように地域住民を取り巻く環境が大きく変動するなか、住民同士の相互扶助や、各種ボランティアの育成、活動の推進や地域福祉施設を活用した事業やバリアフリーやユニバーサルデザインに基づく施設整備など市民が暮らしやすい環境づくりが求められています。

子どもや高齢者、障がいのある人などすべての人々が住み慣れた地域で共に安心して過ごしていくためには、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が必要です。

エ 障がい者福祉

国の障がい者施策は、行政主導の措置制度から支援費制度による障がいのある人が自らサービスを選択する仕組みに変わり、障害者自立支援法では利用者ニーズのサービス体系へ再編されました。

その後、障害者総合支援法では、障がい者の範囲等が見直され、新たなサービスの創設や障がいのある児童への支援が拡充されました。

本市では、障がいのある人やその家族が地域で当たり前の暮らしを実現すること、また、障がいの有無にかかわらず、市民だれもが安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

そのため、障がいのある人の「地域での暮らし」を支えるために、新たな社会資源の研究・開発について「宇佐市自立支援協議会」及び「こども支援部

会」、「就労支援部会」、「地域生活支援部会」、「精神保健福祉部会」、「相談支援部会」、「当事者ワーキング」等で協議を行ってきました。

その成果として、地域での生活、就労、余暇については、一定程度の前進が図られました。

なかでも、グループホームや働く場（就労事業所）の増設、グループ型移動支援事業「かけはし号」の運行開始、障がいのある児童の夏休み等日中一時支援事業「あそぼ～や」の実施、障がいのある人もない人も共に余暇を楽しむピアサポート教室の開催などが実現できました。

今後、障がいのある人の乳児期から高齢期に至るまでのライフスタイルに合った支援体制の確立、障害者差別解消法施行に伴う障がいについてのさらなる啓発を行うとともに、社会的障壁の除去のための配慮や工夫を行い、障がいがあっても「当たり前」に地域で暮らすことの実現が求められています。

また、障がいのある人に対する虐待が増加傾向にあることから、防止に向けて関係機関との連携強化等が求められます。

オ 高齢者福祉

わが国では、医療の進歩や生活水準の向上等により平均寿命が伸長し、超高齢社会へと移行しています。

本市においても、高齢化率は年々上昇し、34.0%（平成 27 年国勢調査）となっており、大分県 30.4%、全国 26.6%を大きく上回っており、令和 2 年 9 月末時点では 36.3%となっています。

一方、65 歳以上に占める要介護・要支援認定者数の割合を示す要介護等認定率は、介護予防事業等の取り組みにより平成 25 年 3 月末の 21.2%から令和 2 年 9 月末では 18.9%と下降しています。

しかし、高齢化の進展により介護を要する高齢者は今後さらに増加が見込まれ、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加も進行することが予想されます。

そのため、「いきいきと、分かち合い、住み続けられるふるさと宇佐」を基本理念とする介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進し、安心して暮らせるための日常生活への支援はもとより、地域包括ケアシステムの深化・推進による各地域での介護予防・認知症予防などの取り組みへの支援体制づくりや医療との連携、お互いに分かち合い支え合う地域づくりに住民が主体的に取り組み、関係団体や行政の協働のもと地域共生社会の実現を目指すことが必要です。

カ 勤労者福祉

景気の低迷や高齢化の進行等により、就労形態の変化や労働時間の短縮など就労環境は大きく変化しています。また、少子化の進行や女性の社会進出、若者の労働に対する価値観の変化等により、労働人口の構造も変化しており、労働時間の短縮等による余暇時間の増加や生活意識の変化により、余暇ニーズも多様化しています。

本市においては、これまで各種団体が個別に創業支援等を行ってきましたが、平成27年2月に宇佐市創業支援事業計画を策定し、官民一体となって本市の産業を担う企業、人材の育成に取り組んできました。

近年、企業の求職者に対するニーズは多様化し、様々な資格や技能が要求されており、求職者が就職するためには、更なるスキルアップが必要不可欠となっています。そこで、宇佐市総合福祉センターの機能充実や関係機関等と連携した技術・技能習得機会の提供等を通じて就職環境が厳しい方々の雇用の場を確保・創出し、生きがいをもって安心して働くことができる環境づくりを図る必要があります。

また、九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョンに基づいた勤労者福祉サービスセンターの運営についても一層の連携が求められます。

(2)その対策

ア 健康増進

宇佐市健康増進計画や食育推進計画に基づき、健診や健康教室等の開催による健康増進事業の推進や健康意識の啓発、食育の推進、予防接種の充実を図るとともに、健康づくり活動に取り組む組織・人材の育成に努めます。

また、これらの各種保健事業を総合的に推進するため、拠点施設の整備検討を行うなど、すべての市民が健やかに生涯を過ごせる健康づくりを目指します。

宇佐市自殺予防対策計画に基づき、宇佐市自殺予防対策強化推進協議会とともに自殺予防対策の推進に努めます。

目標指標

【目標指標については、各年度の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | | 現況 | 目標 |
|----|--|----|---|-------|-------|
| | | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 特定健診受診率 | % | | 42.7 | 51 |
| 2 | お達者年齢（介護保険要介護1までの方で、日常生活が自立している期間）（5年平均） | 男性 | 歳 | 79.30 | 79.18 |
| | | 女性 | | 84.06 | 83.9 |

イ 子育て支援

子ども・子育て支援事業計画に基づき、健診や各種教室の開催、予防接種の充実等による保健事業、病児病後児保育体制の確保、医療費助成制度の充実等

による支援体制の充実、多様化するニーズに対応した教育・保育の充実、児童館や放課後児童クラブ等を活用した健やかに育む環境整備、子育て支援団体とのネットワークの構築、虐待の予防や早期発見に向けた虐待防止体制の構築、子どもの貧困対策の充実に努めます。

また、不妊治療費の助成など子どもを産みたい人が産める環境づくりに取り組みとともに、ひとり親家庭等の自立を促進するなど安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てできる環境の整備に努めます。

目標指標

【目標指標については単年度の数値を記載】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|---------------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 1歳6か月児健診受診率 | % | 97.6 | 97.6 |
| 2 | 3歳6か月児健診受診率 | % | 93.7 | 93.7 |
| 3 | 保育所待機児童数 | 人 | 0 | 0 |
| 4 | 放課後児童クラブ待機児童数 | 人 | 0 | 0 |

ウ 地域福祉

宇佐市地域福祉計画に基づき、個々の家庭の問題を地域全体の問題として捉え、市民や関係機関、関係団体、行政などが一体となって地域で支えていくための「人づくり」「支援体制づくり」「環境づくり」に努め、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指します。

目標指標

【目標指標については、累積の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|---|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 宇佐市ボランティア連絡協議会登録団体数及び登録人数 (※団体登録を含む) | 団体 | 39 | 58 |
| | | 人 | 1,018 | 1,500 |

エ 障がい者福祉

第3次宇佐市障がい者計画、第6期宇佐市障がい福祉計画及び第2期宇佐市障がい児福祉計画に基づき、「当たり前で地域で暮らす」ことの実現に向けて支援体制の確立や啓発活動等を推進するとともに、課題克服に向けて宇佐市自立支援協議会及びその下部組織である「こども支援部会」、「就労支援部会」、「地域生活支援部会」、「相談支援部会」、「精神保健福祉部会」、「当事者ワーキング」の取り組みをさらに強化していきます。

また、障がいのある人の重度化や高齢化、親亡き後に備え、緊急時に迅速に対応できるよう受け入れ先の確保や関係機関との連携強化に努めます。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|--------------------------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 地域移行支援を受け、施設等を退所・退院した人の数 | 人 | 4 | 5 |

オ 高齢者福祉

運動機能の維持・向上や介護予防体操の普及・啓発などによる介護予防対策の充実や認知症予防対策の充実など高齢者の健康づくりを進めます。

また、高齢者が生きがいをもち、いきいきとした暮らしが送れるように老人クラブ等と連携した生きがい対策に努めます。

さらに、緊急通報体制の整備等による安全・安心の確保や関係機関と連携したネットワークの構築に努めます。

目標指標

【目標指標については、累積の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|----------------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 地域に根ざした介護予防教室数 | 箇所 | 125 | 203 |
| 2 | 認知症予防教室数 | 箇所 | 19 | 30 |
| 3 | 高齢者ふれあいサロン団体数 | 箇所 | 101 | 166 |

カ 勤労者福祉

雇用の場の確保・創出のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進等による働きやすい職場づくりや関係機関と連携した福利・厚生等の充実、勤労者福祉施設を活用した余暇活動の充実等に努めます。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|------------------------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 市内企業合同就職説明会参加者数 | 人 | 51 | 130 |
| 2 | 大分県北部勤労者福祉サービスセンター加入者数 | 人 | 1,755 | 1,915 |

(3)計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|------------------|-------------------|--------------------|----|
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1)児童福祉施設 | | | |
| | 保育所 | 保育所等整備事業 | 保育所 認定 こども園 | |
| | (2)認定こども園 | | | |
| | | 認定こども園施設整備事業 | 認定 こども園 | |
| | (8)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 児童福祉 | 放課後児童健全育成事業 | 宇佐市 | |
| | | 地域子育て支援拠点事業 | 宇佐市 | |
| | | 妊産婦乳児健康診査費助成事業 | 宇佐市 | |
| | | 病児病後児保育事業 | 宇佐市 | |
| | | 一時預かり事業 | 宇佐市 | |
| | | 障害児保育事業 | 保育所 認定 こども園 | |
| | | 延長保育事業 | 保育所 認定 こども園 | |
| | | 保育所職員研修事業 | 保育所 認定 こども園 | |
| | | 定期予防接種事業 | 宇佐市 | |
| | | 育児支援対策事業 | 宇佐市 | |
| | | 乳幼児健康診査事業 | 宇佐市 | |
| | | ひとり親家庭等医療費助成事業 | 宇佐市 | |
| | 高齢者・障害者福祉 | 高齢者労働活動能力活用事業 | シルバー 人材セン ター | |
| | | 転倒予防推進事業 | 宇佐市 | |
| | | 高齢者ふれあいサロン事業 | 宇佐市 | |
| | | 地域型認知症予防プログラム事業 | 宇佐市 | |
| (9)その他 | | | | |
| | 放課後児童クラブ建設事業 | 宇佐市 | | |
| | 在宅高齢者住宅改造助成事業 | 宇佐市 | | |
| | 病児病後児保育施設整備事業 | 病院 診療所 保育所等 | | |

(4)公共施設等総合管理計画との整合

保健福祉施設（高齢者福祉、保健福祉センター）においては、他類型施設と比べて比較的新しい建物が多いです。

しかしながら、今後の建替え更新にあたっては、財政負担が大きくなることが見込まれます。

また、介護福祉制度の成立から期間も経過し、民間事業者も増加していることを踏まえ、今後の施設の更新を検討していく必要があります。

高齢者福祉施設は、高齢化に伴い、需要の増加が見込まれますが、令和7年より減少傾向に転じると推計されていることを踏まえながら、民間事業者の動向を考慮して、行政として維持することの必要性を検討していきます。

子育て支援施設においては、利用者ニーズを踏まえながら、施設の供給量の検討を行っていきます。

特に幼稚園については、現在、2市立幼稚園の休園・廃園が決定しており、時代とともに利用者ニーズが変化していると考えられます。

待機児童等の社会問題を考慮しながら、利用者ニーズに対応できるよう検討していきます。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

現在、本市では宇佐市医師会を中心に救急医療や休日診療などの充実を図っていますが、今後も、地域医療の維持及び発展のために医師の確保や診療機能の充実等について、医師会等関係機関と協議しながら本市にとって最善と考えられる医療体制の構築に取り組む必要があります。

小児救急医療体制については、現在、中津市立小児救急センターが広域的に役割を担っており、体制の定着化に向けた協議や支援が必要となります。

無医地区については、本市周辺部において周囲4キロ以内に病院がなく、住民の病院受診に支障をきたす恐れのある地域があり、コミュニティバスの運行による通院手段の確保や宇佐市医師会による巡回診療を行い、医療体制を確保している状況にあり、今後は、これらの取り組みを継続させるとともに、さらなる内容の充実を図る必要があります。

(2) その対策

宇佐市医師会や周辺自治体との連携強化により、病院機能の強化や質の高い医療サービスの提供により医療体制の充実に努めます。

また、九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョンに基づいた小児救急医療をはじめとした救急医療体制の確保やコミュニティバスの運行、巡回診療による無医地区対策の継続・充実に努めます。

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------|-------------------------|------|----|
| 8 医療の 確保 | (1) 診療施設 | | | |
| | 病院 | 医師会病院建設支援事業 | 宇佐市 | |
| | その他 | 検診センター建設支援事業 | 宇佐市 | |
| | (3) 過疎地域 持続的発展特別 事業 | | | |
| | その他 | 子ども医療費助成事業 | 宇佐市 | |
| | | 不妊治療費助成事業 | 宇佐市 | |
| | | 在宅当番医制度運営費 | 宇佐市 | |
| | | 第2次救急医療施設運営費 | 宇佐市 | |
| | | 定住自立小児救急医療施設圏自 治体負担金 | 宇佐市 | |
| 健康チャレンジ事業 | 宇佐市 | | | |

(4)公共施設等総合管理計画との整合

住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、財政事情等も考慮の上、検討を進めます。

また、建物の老朽化の程度や利用者数等を考慮し、既存施設を有効利用するとともに、各地域での類似施設の相互利用等を進め、効率的で利用しやすい公共施設の適正配置と整備に努めます。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 生涯学習

近年、情報化やグローバル化の進展などにより、めまぐるしく変化する社会情勢に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術等の習得が必要となっています。

また、長寿社会による生活時間の拡充や社会の成熟化に伴い自由時間が増大している現在、一人ひとりが自分自身を高め、より豊かな生活を創り上げていくことが求められています。

本市においても、少子高齢化、過疎化等による地域社会の構造変化がみられるなか、生涯学習の果たす役割はますます重要となっており、「地域に開かれた学校」実現のため、地域と協力して必要に応じて、各学校との連携をさらに深め、学習活動、交流活動、人づくり、まちづくりの拠点となる公民館、集会所など社会教育関係施設の適正な維持・管理、整備・充実及び社会教育関係職員の体制強化を図ることが求められています。

また、図書館については、多くの市民に活用され、従来の閲覧・貸出の役割にとどまらず、子育て支援やビジネス支援、医療・健康コーナー設置などの市民ニーズに応じた図書館サービスを提供してきましたが、ＩＣタグや自動貸出機等の導入に伴う運営の効率化や、電子図書館サービスの導入により図書館サービスの一層の充実を図り、併せて、平成30年度に策定した「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」に沿って、家庭、地域、学校等や関係機関と連携して幼児期から本に親しみ、親子で読書を深めるための環境づくりに努めます。

イ 義務教育

少子化の進行や情報化、グローバル化の進展など子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、学校には様々な役割が期待されています。また、子どもが地域の大人など様々な他者と関わる機会も減少しており、地域が担ってきた子育てや社会性育成などの機能が低下しているといわれています。

本市としては市内小中学校では、積極的に保護者や地域の人々に信頼される開かれた学校づくりを進めるため、授業参観や施設開放など地域の特性を活かした様々な取り組みを行っており、毎月「宇佐市教育の日」として各小中学校の参観ができる日を設定しています。

今後も学校運営協議会を核として「地域とともにある学校づくり」を推進することで、保護者や地域との連携の強化を図り、地域とともにある信頼される学校づくりに取り組みます。

また、これまで学校施設の耐震化や空調整備の設置に重点的に取り組むとともに、市単独での臨時講師、外国語指導助手等の配置や教育用コンピュータの導入など義務教育の充実に努めてきましたが、今後も、施設の長寿命化計画に

よる老朽化対策や義務教育9年間を通じた授業改善により基礎・基本の定着や学習意欲の向上に取り組む必要があります。

また、令和2年度末に配備した1人1台のタブレット端末を効果的に活用することで、児童生徒の情報活用能力の向上等を図って行く必要があるほか、いじめ、不登校未然防止に向けた道徳・人権教育の推進、体験活動や生徒指導の充実や体力の向上に向けては、体を動かすことの楽しさを味わう経験をさせ、体力づくりを強化していくことが必要となります。

なお、学校給食については、ガイドラインによる施設整備や衛生環境の充実に努めていくとともに、アレルギー対応食の提供の実施による安全安心な給食の提供や地場産品の利用拡大を通じた食育の推進にも、積極的に取り組んでいく必要があります。

ウ 高等学校教育

本市の高等学校への進学率は、近年ほぼ100%であり、ほとんどの生徒が進学を希望していますが、市内における高等学校数は公立高校で普通科高校が2校（うち1校は連携型中高一貫教育）、専門高校が1校、他に私立高校が1校（普通科、専門科）の4校しかなく、通学距離を考慮すると高校選択の余地はほとんど無いのが現状で、特に専門高校は希望学科の関係から近隣市外の高校に進学する生徒が30%を超える状況となっています。

進学者のニーズの多様化による近隣市への流出を防ぐため、市内4高校との課題抽出及び対応策の協議により、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等の多様なニーズに対応した特色ある支援、通学用の公共交通機関の整備及び遠距離通学者に対する支援、さらには実業系の資格取得等の促進によるヒトづくりの充実が求められています。

また、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すため、小学校、中学校及び高等学校が連携し、継続的な指導を行うことが求められるとともに、学校種間を円滑に接続する小中高一貫教育の研究成果を踏まえた取り組みが必要です。

さらに、自らの能力や適性などにあった進路を選択し、高校生活を継続できるよう、経済的に支援していく奨学制度の充実に努めます。

エ スポーツ

平成23年6月に国のスポーツ基本方針等を定めるスポーツ振興法が改正となり、スポーツ基本法が制定されました。法において地方公共団体は、その地域の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるよう求められたことを受け、本市では、平成25年3月に宇佐市スポーツ推進計画（以下「本計画」とする。）を策定し（令和2年1月に改訂）、計画的に推進しています。

本計画の推進体制として、市民代表や関係機関代表、学識経験者で組織する

宇佐市スポーツ推進協議会を立ち上げ、協議会において本計画の実施状況の点検・評価を行うとともに、今後の推進施策等を定期的に協議・検討しています。

本計画に掲げる「スポーツのできる場所づくり」として、利用者の多い平成令和の森スポーツ公園、総合運動場、総合体育館、市民プールの4施設をスポーツ拠点施設として位置づけており、拠点施設の機能強化や適期の更新などスポーツ施設の充実を図るなど、市民がいつでも気軽にスポーツできる場所を確保していくことが求められています。

併せて、本計画の目標である「スポーツを通じた人づくり」を実現するため、スポーツの普及啓発活動の推進や人材の育成など、また、「スポーツを活かす仕組みづくり」の実現に向け、多種多様なスポーツの提供やスポーツ環境を支える連携体制づくりなどを具体的な取り組みとして推進していく必要があります。

(2)その対策

ア 生涯学習

市民が学習・活動するための施設・設備の充実や活動機会の充実等により、市民が生きがいを持ち充実した生活を送ることができる社会の実現に努めます。

図書館については、より一層の図書館サービスの充実や読書活動の推進、環境整備に努めます。

目標指標

【目標指標については単年度の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|---|-----|--|-------------------------------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 公民館年間利用者数 | 人 | 63,578 | 125,000 |
| 2 | 年間市民一人あたりの貸出冊数 | 冊/人 | 4.0 | 5.3 |
| 3 | 不読率の解消 ※「不読率」とは、一カ月に1冊も本を読まない子どもの割合のこと | % | 小学校未満 3.5 小学校 2.9 中学校 8 高校 40.9 | 2%未満 2%未満 8%未満 35%未満 |

イ 義務教育

知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を提供し、安心して信頼して子どもを託すことのできる環境を整えるため、教科指導・生徒指導等の教育内容の充実と努めるとともに、安全安心な学校づくりに向けた学習環境の改善や学校施設・設備の充実と努めます。

また、学校と家庭や地域社会とが一体となり取り組みを推進することにより、地域に開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに努め、子どもたちの健全な体の育成を図るため、栄養バランスの取れた学校給食を提供するとともに、学校給食を通じて食に関する指導を推進します。

目標指標

【目標指標については、2. 3については単年度の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | | 目標 | |
|----|------------------------------------|----|---------|--------|---------|---------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 全国学力・学習状況調査の全ての教科で全国平均正答率を超えた小・中学校 | 校 | 小 12 | 中 3 | 小 13 | 中 4 |
| 2 | 全国体力テストの達成率の向上 (小・中学校) | % | 小 67 | 中 4 | 小 80 | 中 30 |

ウ 高等学校教育

小学校、中学校及び高等学校を円滑に接続し、継続的に指導するため、小中高連携教育の推進に努めるとともに、関係機関に対する教育課程の編成や学科の設置に関する要望、奨学制度の充実等による進学支援に努めます。

目標指標

【目標指標については、2. 3については単年度の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | | 目標 | |
|----|-------------|----|-------|-------|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 市内高等学校への進学率 | % | 67.1 | | 75.0 | |

エ スポーツ

スポーツ推進計画に沿って、スポーツを通じた人づくり、スポーツを活かす仕組みづくり、スポーツのできる場所づくりに努め、「する」「みる」「支える」スポーツ振興による宇佐の地域づくりを目指します。

目標指標

【目標指標については、累積の数値を記載】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | | 目標 | |
|----|---------------|----|---------|-------|---------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | スポーツ少年団認定指導者数 | 人 | 75 | | 100 | |
| 2 | スポーツ推進委員数 | 人 | 28 | | 41 | |
| 3 | スポーツ施設年間利用者数 | 人 | 102,997 | | 175,000 | |

(3)計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------|-----------------------|-----------|----|
| 9 教育の 振興 | (1)学校教育 関連施設 | | | |
| | 校舎 | 豊川小学校増築事業 | 宇佐市 | |
| | | 小学校各種整備改修事業 | 宇佐市 | |
| | | 中学校各種整備改修事業 | 宇佐市 | |
| | 給食施設 | 宇佐学校給食センター設備更新 事業 | 宇佐市 | |
| | (3)集会施 設、体育施設等 | | | |
| | 公民館 | 長洲公民館施設整備事業 | 宇佐市 | |
| | 体育施設 | はちまんの郷スポーツ施設整備 事業 | 宇佐市 | |
| | | 総合運動場改修事業 | 宇佐市 | |
| | | 平成令和の森スポーツ公園内整 備事業 | 宇佐市 | |
| | 図書館 | 図書館設備等更新事業 | 宇佐市 | |
| | (4)過疎地域 持続的発展特別 事業 | | | |
| | 義務教育 | 遠距離通学補助事業 小学校 | 個人 | |
| | | 遠距離通学補助事業 中学校 | 個人 | |
| | | 外国語指導助手派遣事業 | 宇佐市 | |
| | | 特別支援教育支援員配置事業 | 宇佐市 | |
| | 高等教育 | 高校生短期留学事業 | 実行委員 会 | |

(4)公共施設等総合管理計画との整合

小学校においては、年々児童数が減少しており、今後、空きスペース等が生じる事が見込まれます。文部科学省においても「学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会」を発足し、新しい学校施設の在り方が検討されています。国の動向を踏まえて、他施設との複合化を検討していきます。

中学校においては、年々生徒数が減少の傾向にあります。小学校同様に国の動向を踏まえて、他施設との複合化を検討していきます。

スポーツ・レクリエーション系施設においては、「宇佐市スポーツ施設整備計画（平成27年9月）」に基づき、「平成令和の森公園」「総合運動場」「スポーツ公園（旧ポリテクセンター跡地）」の3施設を、本市の拠点施設として整備していきます。

その他の施設については、市民の利用状況に応じて、維持管理を行います。

市民文化系施設においては、市民コミュニティの場としての施設（公民館、集会所等）が多いため、各地域に点在しています。

しかし、建物の多く（50％）は老朽化し、建替え修繕の時期を迎えています。

建物の老朽化が著しい集会施設については、利用者数や地域の実情を考慮して見直しを行っていきます。

見直しに際しては、他の施設類型の集会機能を含めて集約化し、他の機能との複合化を検討することでスペースを有効活用していきます。

図書館においては、施設の入館者数が、年間約21万人と多くの市民から利用されています。市民にとって、重要な施設となりますので、財政状況等を考慮して維持修繕を行います。

図書館は築30年未満のため、当分の間改修の必要はありません。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 地域コミュニティ

人口減少・高齢化や過疎化の進行により、集落の小規模化、核家族化や価値観の多様化、急速な情報化の進展により、近隣の人と人とのつながりが希薄化し、住民が地域活動に参加する機会の減少や動機が薄れてきています。

また、自治会などの会員や行事への参加者の減少、役員の担い手不足などにより、子育てや教育、地域の安全安心や環境対策など、これまで地域コミュニティにより育まれ支えられてきた地域社会の絆が失われつつあります。

それにより、これまで地域の生活を支え合ってきた集落においては、共同作業や地域活動の維持、伝統文化の継承が困難になるなど集落機能の低下が懸念されています。

一方で、ますます多様化する地域課題や住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、住民と行政が協働し、地域の課題は地域で解決していく「課題解決型の地域コミュニティ」への転換や「小さな拠点」づくりを通じた持続可能な集落地域づくりが求められています。

本市においては、住民の半数以上を65歳以上が占める小規模集落が、市内の周辺部を中心に点在していることから、小学校区を単位とした地域コミュニティ組織を19組織設立（令和2年度末現在）し、地域の特性を活かした総合的なまちづくりに取り組んできました。

今後も、組織化されていない地域においてコミュニティ組織の設立が求められるとともに、住民自治組織の拠点施設の整備や活動支援、相互連携の強化等によりコミュニティ活動の活性化に向けた支援の継続と自立可能な組織の構築、それらを牽引する人材の発掘・育成が求められます。

イ 集落の整備

若年層の流出による集落の後継者不足から、集落内における人口減少と一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が周辺部において増加する一方で、交通基盤や生活環境基盤が整備されている集落では、世帯数が増加傾向にあり、集落の拡大が進んでいます。

今後は、各集落の実態を把握するとともに、集落の在り方や自治会の再編成について検討する必要があります。

基盤整備が遅れている集落については、道路、バス等の交通基盤や水道、生活廃水処理施設等の生活基盤の整備を推進するとともに、定住促進住宅や空き家改修により都市からの受け入れ体制を整備する必要があります。

また、自治会等の集落を維持する住民主体の活動に対して支援していく必要があります。

(2)その対策

ア 地域コミュニティ

宇佐市地域コミュニティビジョンに基づき、基盤となる体制を整備するため、自治会や地域活動団体などが連携した地域コミュニティ組織の設立に努めます。

また、地域コミュニティ組織が自主的かつ積極的に活動できるように、人的支援や人材育成、施設整備など各種支援に努めます。

目標指標

【目標指標については、累積の数値。ただし、3は単年度を記載】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|-------------------|----|-------|-------|
| | | | 令和2年度 | 令和7年度 |
| 1 | 新たな地域コミュニティ組織の設立数 | 組織 | 19 | 24 |
| 2 | まちづくり計画の円滑な推進（更新） | 組織 | 9 | 14 |
| 3 | 地域おこし協力隊員数 | 人 | 8 | 12 |

イ 集落の整備

集落の整備については、地域の特性を踏まえ交通基盤並びに生活環境基盤の整備を行い、安全で安心して暮らせる集落の構築を推進します。

(3)計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------|---------------|------|----|
| 10 集落の 整備 | (1) 過疎地域 集落再編整備 | | | |
| | | 空き家活用事業 | 宇佐市 | |
| | (2) 過疎地域 持続的発展特別 事業 | | | |
| | 集落整備 | 新コミュニティ形成推進事業 | 宇佐市 | |
| | | 地域おこし協力隊活用事業 | 宇佐市 | |

(4)公共施設等総合管理計画との整合

住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、財政事情等も考慮の上、検討を進めます。

また 建物の老朽化の程度や利用者数等を考慮し、既存施設を有効利用するとともに、各地域での類似施設の相互利用等を進め、効率的で利用しやすい 公共施設の適正配置と整備に努めます。

11 地域文化の振興等

(1)現況と問題点

ア 文化・芸術活動

文化・芸術活動は、人々の創造性を育み地域社会に活力をもたらす源泉であり、市民一人ひとりがゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現するために重要な役割を担っています。

近年、社会生活に潤いをもたらす文化・芸術活動の充実が求められており、市民の一体感の醸成や魅力的なまちづくりを目標にした文化振興策が求められており、今後は単なる文化振興に留まることなく、地域の歴史観光資源の活用、日本三大疎水の父「南一郎平」をはじめとした郷土の偉人の顕彰など地域特性を存分に活かした文化事業を市民と共に企画し、展開することにより、観光振興や地域活性化に繋げることが期待されています。

また、大分県では平成30年度に2巡目となる国民文化祭が開催され、本市でも歴史観光資源を活用した事業として「宇佐神宮」を舞台にしたデジタルアート等を実施し、芸術文化活動の活性化や市民の関心の向上につなげることができ、今後は、国民文化祭を契機とした文化の掘り起しと次世代へつながる文化行事等に取り組むことで、文化・芸術を広く情報発信していく必要があります。

さらに、文化振興を図るための拠点となる文化施設は、地域文化や芸術活動への支援や振興を図ることを目的として運営されておりますが、開館から30年以上が経過し、施設・設備ともに老朽化が著しいことから、円滑な運営を行っていくためには、施設の修理や改修を適切に行い、その機能を維持し、文化・芸術活動の充実及び魅力的なまちづくりにつなげていく必要があります。

イ 文化財

文化財は、歴史・文化等の正しい理解と将来の豊かな生活や文化の向上・発展の基礎となるとともに、地域の活性化や観光振興に資する貴重な資源です。

本市は、昭和51年に「文化財保護宣言都市」を全国に先駆けて提唱し、さらに合併後の平成18年に再度決議することで、「先人が築き上げた貴重な文化財を市民全体で保護する」という市民意識の高揚を図るとともに、外部に向けて保護意識の表明を行いました。

そのなかで、国宝宇佐神宮本殿や国指定重要文化財善光寺本堂、国指定特別天然記念物オオサンショウウオをはじめ、国・県・市の指定文化財が多く存在するため、これらの文化財の保存や保護に努めるとともに、未来に継承するための活動にも力を注ぐ必要があります。

しかし、文化財の中には、朽損が顕著なもの、定期的な管理を必要としているもの、継承者の育成を必要としているものなど多くの課題があり、このような貴重な文化財が失われないよう、より一層の保存対策と支援を講じることが

求められています。

また、文化財愛護意識を啓発・普及するために、資料館などの拠点施設の整備や観光分野との連携等が求められ、戦争遺構については、戦後 70 年を経過し、遺構の保全・資料の散逸に関する危惧が高まっていることから、関係機関との連携による早急な対応が必要となっています。

さらに、放生会など各地域の伝統文化や民俗芸能等の保存・継承を図るため、関係団体の活動支援や後継者の育成が求められます。

(2)その対策

ア 文化・芸術活動

地域資源の活用及び郷土の偉人の顕彰を通じた文化振興に努めます。

また、市民が文化芸術に触れる機会の充実を図るため、文化施設の充実や各種文化団体の活動支援、姉妹都市等との交流に努め、市民一人ひとりが真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活の実現を目指します。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|---------------|----|---------|---------|
| | | | 令和 2 年度 | 令和 7 年度 |
| 1 | 宇佐文化会館の年間利用者数 | 人 | 25,996 | 90,000 |

イ 文化財

各種文化財の保護・保全を行い、収集・調査・研究を図るとともに、観光分野と連携して、それらを活用した普及・啓発活動に努めます。

また、国指定史跡などの重要遺跡や戦争遺跡の保存、それらを巡る拠点となる施設の整備、各種指定文化財の保存に向けた環境整備に努めます。

さらに、各地域に残る伝統文化や民俗芸能等を保存・継承するため、関係団体の活動支援に努めます。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値、ただし 2 は累積の数値】

| No | 指標項目 | 単位 | 現況 | 目標 |
|----|-----------------|----|---------|---------|
| | | | 令和 2 年度 | 令和 7 年度 |
| 1 | 平和ツーリズム関連施設利用者数 | 人 | 21,543 | 183,000 |
| 2 | 文化財の指定件数 | 件 | 384 | 400 |

(3)計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|--------------------------|---------------------|------|----|
| 11 地域文 化の振興等 | (1)地域文化 施設等 | | | |
| | 地域文化振 興施設 | 宇佐海軍航空隊跡保存整備事業 | 宇佐市 | |
| | | 宇佐文化会館設備等改修事業 | 宇佐市 | |
| | (2)過疎地域 持続的発展特別 事業 | | | |
| | 地域文化振 興 | 宇佐学講座事業 | 宇佐市 | |
| | | オオサンショウウオ保護管理事 業 | 宇佐市 | |
| | (3)その他 | | | |
| | 史跡宇佐神宮境内保存整備事業 | 宇佐市 | | |

(4)公共施設等総合管理計画との整合

住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、財政事情等も考慮の上、検討を進めます。

また、建物の老朽化の程度や利用者数等を考慮し、既存施設を有効利用するとともに、各地域での類似施設の相互利用等を進め、効率的で利用しやすい公共施設の適正配置と整備に努めます。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

平成23年3月に発生した東日本大震災による深刻な電力不足に直面し、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーへの転換が課題となっています。

そうした中、本市においては、令和元年に策定した宇佐市地球温暖化対策実行計画に基づき、二酸化炭素の排出抑制と安定的なエネルギー確保を目指すため、再生可能エネルギーや低炭素社会に関する普及啓発に努めてきました。

しかし、世界規模の地球温暖化に対する取り組みには特効薬的なものはなく、それぞれのコミュニティが小さな施策や取り組みを繰り返し、積み重ね、また広げていくことで実現に向かうしか手法がないことから、本市としてもこれらの問題を自分自身の問題として受け止め、様々な課題に真摯に立ち向かっていく姿勢を明らかにするため令和2年11月に全国で28番目となる「世界気候エネルギー首長誓約」に署名しました。

今後は、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの利用促進や電気自動車の普及促進をはじめとした各種関連施策に市と市民、そして事業者とが協働して積極的に取り組むことで、持続可能な社会の発展を目指す必要があります。

(2) その対策

宇佐市環境基本計画や地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギーの導入推進によるゼロカーボンシティの実現に努めます。

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|---------------------------|-----------|------|----|
| 12 再生可能エネルギーの利用の推進 | (2) 過疎地域 持続的発展特別 事業 | | | |
| | 再生可能エネルギー利用 | 地球温暖化対策事業 | 宇佐市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、財政事情等も考慮の上、検討を進めます。

また、建物の老朽化の程度や利用者数等を考慮し、既存施設を有効利用するとともに、各地域での類似施設の相互利用等を進め、効率的で利用しやすい公共施設の適正配置と整備に努めます。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1)現況と問題点

近年、交通や情報通信手段の進展や市民ニーズの多様化等により日常的な行動範囲は拡大を続け、市民の生活圏や行政運営は市域を越えた広がりを見せており、また、深刻化する少子高齢化や都市への人口流出の問題に対し効果的に対応するために広域的なかつ高度な施策展開の必要性が一層高まっています。

このため、近隣市との連携が求められる課題について、積極的に広域的な行政サービスの充実や新しい行政ニーズへの対応に努める必要があります。

広域的な諸課題に対しては、宇佐・高田・国東広域事務組合、中津市との定住自立圏形成協定締結により圏域7市町で形成された九州周防灘地域定住自立圏で施策を展開しています。

今後も引き続き各種広域課題の解消に向けて周辺自治体との連携を強化する必要があります。

一方、今後のまちづくりは、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能なまちづくりを可能とすることが大きな課題となっています。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等を集約誘致し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを行政と住民、民間事業者が一体となって進めていくことが求められています。

(2)その対策

宇佐・高田・国東広域事務組合との連携により、広域一般廃棄物処理施設の早期完成を目指します。

九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、中津市ほか5市町と連携し、小児救急センターの運営費応分負担による小児救急医療体制の確保や、圏域の中小企業の従業者に対する共済金の給付や余暇活動に対する助成を行うサービスセンターの運営、圏域の交通ネットワークを活用した広域観光ネットワークを形成等、圏域マネジメント能力の強化に努めます。

また、持続可能なまちづくりの指針となる「立地適正化計画」の策定に取り組みます。

(3)公共施設等総合管理計画との整合

住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、財政事情等も考慮の上、検討を進めます。

また、建物の老朽化の程度や利用者数等を考慮し、既存施設を有効利用するとともに、各地域での類似施設の相互利用等を進め、効率的で利用しやすい公共施設の適正配置と整備に努めます。

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|--|-------------|--------------------------------------|
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 移住・定住 | 関係人口創出事業 (地域づくりの担い手不足の解消等を目的として、将来的な移住人口につながる可能性が高い関係人口の創出、拡大を図る。) | 宇佐市 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である |
| | | 「うさ暮らし」移住満足度100%事業 (移住希望者の受入体制づくりと共に、積極的なPRを行い、空き家の解消や移住者による地域活性化に繋げていく。) | 宇佐市 | |
| | | 婚活応援事業 (出会いの場の創出等により、若者の結婚活動を推進することで、結婚後の市内への定住を促進する。) | 宇佐市 | |
| | 地域間交流 | 安心院フェア葡萄酒まつり支援事業 (宇佐市の特産品であるブドウやワインを通じ、各種団体・機関がその総力を結集して、地域振興並びに地場産業の発展を図る。) | 安心院フェア実行委員会 | |
| | | グリーンツーリズム推進事業 (NPO法人安心院グリーンツーリズム研究会等と連携し、受入家庭の支援を通じて報発信や体験型プランの拡大に努め、教育旅行等の受け入れ態勢の強化や集客を図る。) | 宇佐市 | |
| | | 姉妹都市、国際交流事業 (国内外の友好・姉妹・交流都市(ホノルル市、慶州市、和気町、奈良市、八尾市、長洲町、多賀城市)との人的交流、文化交流の一層の充実を図るとともに新たな交流への発展に努める。) | 宇佐市 | |
| | 人材育成 | 協働のまちづくり推進事業 (協働のまちづくりの推進を図るため、市民懇話会の開催、研修会の開催、協働モデル事業を実施する。) | 宇佐市 | |
| | その他 | オンライン相談事業 (オンラインでの健康相談等、ICT技術を活用した相談事業を実施する) | 宇佐市 | |
| | | ドローン活用生活支援事業 (ドローンを活用し、買い物支援等の生活支援を実施する。) | 宇佐市 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------------|---|-------------------|--------------------------------------|
| 3 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 第1次産業 | 有害鳥獣防止対策事業 (有害鳥獣による被害防止を目的に、電気柵や鉄線柵等設置に対して助成する。) | 個人 集落等 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である |
| | | 鳥獣被害防止総合支援事業(広域連携型) (宇佐市鳥獣被害対策協議会が集落単位で実施する、鉄線柵設置に対する資材購入事業。) | 鳥獣被害 対策協議 会 | |
| | | 有害鳥獣捕獲事業 (農林作物に被害を及ぼす有害鳥獣捕獲に対する捕獲報奨金を支給。) | 有害鳥獣 駆除班員 | |
| | | 中山間地域等直接支払制度補助 (耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産活動を継続するための支援を行う。) | 宇佐市 | |
| | | 多面的機能支払交付金事業補助 (農業・農村の有する多面的機能(国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等)の維持・発揮を図るための地域の共同活用に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する) | 宇佐市 | |
| | | 環境保全型農業直接支払交付金事業 (近年技術産業の著しい発展の一方で、地球温暖化や生態系の保護など環境保全面での課題は深刻な状況となっている。これらの問題に対し、農業の持つ物質環境機能を活かし、生産性と調和に留意しつつ環境保全型農業に取り組む農業者を支援する。) | 宇佐市 | |
| | | 両合棚田再生プロジェクト事業 (棚田の耕作再開をベースとして、地域資源を活用した商品の開発や交流人口の創出等を総合的に展開することにより持続可能な両合棚田を創造する。) | 宇佐市 | |
| | | 農業参入企業雇用促進助成事業 (新たな担い手の確保として、企業の農業参入を促進し、地域農業の中心的な担い手に誘導・育成する。) | 宇佐市 | |

| | | | |
|-----------|--|---|----------|
| | | 地域育成型就農システム支援事業 (就農学校やファーマーズスクールの運営経費を支援し、担い手の確保・育成に取り組む。) | 農業公社等 |
| | | 漁業再生支援事業 (第4期宇佐管内漁業再生計画に基づき「漁業生産基盤の整備」「流通基盤の推進」「漁業推進体制の強化」に取り組み、漁場の生産性向上、漁業収入の向上、漁協組織の維持と漁業コスト削減を図る。) | 宇佐市、事業者等 |
| 商工業・6次産業化 | | 資源のブラッシュアップ事業 (宇佐産の農産物等を活用した商品開発や、ブランド認証事業者の増産等のための施設整備等に対するの助成を行う。また、味ーねぎ、ゆず、ぶどう、米など品目ごとにブランド化等に向けた事業を行う。) | 宇佐市、事業者等 |
| | | ブランドのチャームアップ事業 (毎年度「宇佐ブランド認証品」を追加認証し、広くPR活動を行うとともに、認証品を中心とした6次産品の販路拡大支援を行う。) | 宇佐市、事業者等 |
| | | USA・人材UIターン雇用拡大推進事業委託 (雇用拡大推進員を配置し、企業と人材のマッチングを推進する。) | 宇佐市 |
| 観光 | | フィルムコミッション事業 (映画やドラマの誘致活動を行いそのロケ地を新たな観光資源として活用する。) | 宇佐市 |
| | | 観光客誘致促進事業 (国内外に宇佐市の魅力をPRする等、観光客の誘致促進を行う。) | 宇佐市 |

| 持続的 発展施 策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------------------------|---|--|------|--|
| 4 地域に おける 情報化 | (2) 過疎地域持 続的発展特別事 業 | | | |
| | 情報化 | デジタル市役所推進事業 (職員の業務効率化を図るため、 A Iチャットボットやテレワーク システムの導入等や出先回線増強 等の対応、I C Tの利活用を図 る。) | 宇佐市 | 地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である |
| 5 交通施 設の整 備、交 通手段 の確保 | (9) 過疎地域持 続的発展特別事 業 | | | |
| | 公共交通 | 総合交通対策事業 (主に鉄道・幹線バス・コミュニ ティバスなど、全ての公共交通を 総合的に考慮し、検討を行う。) | 宇佐市 | 地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である |
| | | コミュニティバス運行事業 (主に民間バス路線が運行してい ない地域を対象に、地域住民の生 活路線として自治体で運行を行う もの。) | 宇佐市 | |
| 交通施設維持 | 路線バス維持事業 (宇佐市内を運行するバス路線に ついて、赤字補てんを行うことで 路線維持を図る。) | 宇佐市 | | |
| 6 生活環 境の整 備 | (7) 過疎地域持 続的発展特別事 業 | | | |
| | 防災・防犯 | 安全安心まちづくり活動事業 (市民団体が行うL E D防犯灯の 設置・取替えに要する経費に対し 補助金を交付することにより、安 全安心なまちづくりを推進すると ともに、L E D照明の普及による 低炭素化を図る。) | 宇佐市 | 地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である |
| | 自主防災組織活性化事業 (災害対策基本法に規定された隣 保協働の精神に基づく地域住民に よる自主的な防災活動の実行体制 の確立を図るため、自治区等が開 発する自主避難所の整備や当該箇 所を使用した避難訓練等を支援す る。) | 宇佐市 | | |

| 持続的 発展施 策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--|---------------------------|--|-------------------|--|
| 7 子育て 環境の 確保、 高齢者 等の保 健及び 福祉の 向上及 び増進 | (8) 過疎地域持 続的発展特別事 業 | | | |
| | 児童福祉 | 放課後児童健全育成事業 (授業の終了後等における児童の遊 びや生活の場を提供し、児童の健全 な育成を図る。) | 宇佐市 | 地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である |
| | | 地域子育て支援拠点事業 (少子化対策として子育て支援拠 点を整備し、子育てに対する不安感等 を取り除くことにより、子どもの健 やかな育成を図る。) | 宇佐市 | |
| | | 妊産婦乳児健康診査費助成事業 (母子健康手帳交付の際、妊婦健診 受診券、乳児健診受診券を交付し健 診費用を助成する。) | 宇佐市 | |
| | | 病児病後児保育事業 (病気の子どもを保護者が仕事など で保育ができない場合に一時的に預 かることで、保護者の子育てと就労 を支援する。) | 宇佐市 | |
| | | 一時預かり事業 (保育所等を利用していない家庭に おいて突発的な事情により一時的に 保育が困難な際に保育所等において 児童一時的に預かる) | 宇佐市 | |
| | | 障害児保育事業 (障害児の保育を促進するため、知 識を有する保育士を配置する施設に 対し経費の一部を補助する。) | 保育所 認定 こども園 | |
| | | 延長保育事業 (就労形態の多様化に伴い、保育所 の開所時間中の児童の送迎が困難な 家庭に対し、通常の保育時間を延長 する。) | 保育所 認定 こども園 | |
| | | 保育所職員研修事業 (保育所職員の資質向上のための研 修を行う経費の一部を補助する。) | 保育所 認定 こども園 | |
| | | 定期予防接種事業 (予防接種法に定められている予防 接種を大分県内医療機関等で実施 し、その費用を支援する。) | 宇佐市 | |
| 育児支援対策事業 (地域における子育て支援や子ども の健全育成を目的とし、妊娠中の夫 婦を対象とした妊娠、出産に係る相 談や交流の場を提供する。また子育 て中の親を対象とした事故予防など に関する学習の場などを提供す る。) | 宇佐市 | | | |

| | | | |
|--|-----------|--|------------|
| | | 乳幼児健康診査事業 (乳幼児の発育発達の確認や相談、必要な栄養、保健指導を行い、発育発達に心配のある児に対して相談、精密検査や療育への紹介を行う。) | 宇佐市 |
| | | ひとり親家庭等医療費助成事業 (ひとり親家庭の親及びその者に監護されている児童、父母のいない児童を対象に医療費の保険診療にかかる負担金を助成する。) | 宇佐市 |
| | 高齢者・障害者福祉 | 高齢者労働活動能力活用事業 (高齢者への雇用機会と地域福祉の増進を目的とした事業に要する経費について補助する。) | シルバー人材センター |
| | | 転倒予防推進事業 (寝たきりを防ぐための体力づくりとして、身近な公民館で体操を行う「地域に根ざした介護予防教室」の拡大を図るとともに、リハビリの専門家の指導が受けられる場を確保する。) | 宇佐市 |
| | | 高齢者ふれあいサロン事業 (高齢者の社会的孤立感の解消、自立生活の助長、要介護状態の予防等を図るため、地域の公民館等に「高齢者ふれあいサロン」を設置する。) | 宇佐市 |
| | | 地域型認知症予防プログラム事業 (認知症を発症していない一般の高齢者を対象に認知症予防を目的としたプログラム(認知症予防教室等)を実施する。) | 宇佐市 |

| 持続的 発展施 策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---------------------------|---|------|--|
| 8 医療の 確保 | (3) 過疎地域持 続的発展特別事 業 | | | |
| | その他 | 子ども医療費助成事業 (医療費に係る保護者の経済的負担を軽減し、疾病の早期発見、早期治療で重症化を防ぎ、子どもの保健の向上を図る。) | 宇佐市 | 地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である |
| | | 不妊治療費助成事業 (不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減と、子どもを産みたい人が産める環境づくりのために、保険適応外の治療費に対する助成を行う。) | 宇佐市 | |
| | | 在宅当番医制度運営費 (休日における初期救急患者等の受け入れ先としての医療の確保のため在宅当番医を医師会に委託する。) | 宇佐市 | |
| | | 第2次救急医療施設運営費 (診療収入だけでは救急医療体制の維持が困難なため、休日、夜間の救急医療体制確保に係る人件費を補助することで恒常的な救急医療体制を確保する。) | 宇佐市 | |
| | | 定住自立小児救急医療施設圏自治体負担金 (中津市民病院における小児救急医療体制の安定的な運営を図るため、圏域市町で利用実績に応じて医師の人件費を負担する。) | 宇佐市 | |
| 健康チャレンジ事業 (健康づくりが定着することを目的にウォーキング、禁煙、体重測定、体操の4種類の目標の中から、個人が継続できそうなチャレンジ目標を選び、健康づくりに取り組む。) | 宇佐市 | | | |

| 持続的 発展施 策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|---|--|------|--|
| 9 教育の 振興 | (4) 過疎地域持 続的発展特別事 業 | | | |
| | 義務教育 | 遠距離通学補助事業 小学校 (自宅から学校までの距離が遠く、 徒歩等による通学が困難な家庭に対 し公共交通利用等に係る費用を支給 する) | 個人 | 地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である |
| | | 遠距離通学補助事業 中学校 (自宅から学校までの距離が遠く、 徒歩等による通学が困難な家庭に対 し公共交通利用等に係る費用を支給 する) | 個人 | |
| | | 外国語指導助手派遣事業 (生徒の英語力向上のため、各学校 に対し外国語指導助手を派遣する) | 宇佐市 | |
| | | 特別支援教育支援員配置事業 (特別な支援を必要とする子どもの 日常生活動作の介助や学習活動上の サポートを行う特別支援教育支援員 を学校に配置する。) | 宇佐市 | |
| 高等教育 | 高校生短期留学事業 (次代を担う高校生を海外に派遣 (短期留学)し、豊かな国際感覚を 身に付けた人材育成を図る。) | 実行委員 会 | | |
| 10 集落の 整備 | (2) 過疎地域持 続的発展特別事 業 | | | |
| | 集落整備 | 新コミュニティ形成推進事業 (新たな地域コミュニティ組織の組 織化や運営、活動の確立を図る。) | 宇佐市 | 地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である |
| | | 地域おこし協力隊活用事業 (中山間地域の活性化を図るため、 総務省地域おこし協力隊制度を活用 し、地域コミュニティ協議会の活動 支援等を行う。) | 宇佐市 | |

| 持続的 発展施 策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------------|--------------------------|--|------|--|
| 11 地域文 化の振 興等 | (2)過疎地域持 続的発展特別事 業 | | | |
| | 地域文化振興 | 宇佐学講座事業 (宇佐市内の文化財に関する講座を 開催する。また、文化財の学習機会 の創出を図るため、学校や市民団体 の要望に応えられるよう文化財につ いての出前講座や貸出展示等を実施 する。) オオサンショウウオ保護管理事業 (国指定特別天然記念物「オオサン ショウウオ」の保護及び天然記念物 「オオサンショウウオ生息地」の保 存管理を実施する。) | 宇佐市 | 地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である |
| 12 再生可 能エネ ルギー の利用 の推進 | (2)過疎地域持 続的発展特別事 業 | | | |
| | 再生可能エネ ルギー利用 | 地球温暖化対策事業 (地球温暖化の進行は、気候変動を 招き、人類の生存基盤及び社会経済 の存立基盤を揺るがす重大な脅威と なりつつある。その脅威に対し、生 命・身体・財産の安全を確保するた め、対策を実行する。) | 宇佐市 | 地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である |